

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年9月30日
【会社名】	輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
【英訳名】	Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮坂 寿彦
【本店の所在の場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
【電話番号】	044-520-6233（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 長谷川 幹人
【最寄りの連絡場所】	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地
【電話番号】	044-520-6233（代表）
【事務連絡者氏名】	総務部長 長谷川 幹人
【届出の対象とした売出有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした売出金額】	入札による売出し（注） （注）入札による売出価額の総額は、財務省関東財務局において 行われる予定の競争入札による売出しにおける落札者の払 込金額の総額となります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

該当事項はありません。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

(1)【売出株式】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
普通株式 （注1）	入札による売出し	4,999	（注2）	東京都千代田区霞が関 三丁目1番1号 財務大臣
計 （総売出株式）		4,999	（注2）	

（注1）当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。
また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。

（注2）入札による売出価額の総額は、財務省関東財務局において行われる予定の競争入札による売出しにおける落札者の払込金額の総額となります。

（注3）売出数については、財務省関東財務局において行われる予定の競争入札による売出しにおける入札状況に応じて変更する可能性があります。

2【売出しの条件】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	売出しの委託 を受けた者の 住所及び氏名 又は名称	売出しの委託 契約の内容
(注1)	該当なし (入札受付期間に ついては(注2) 第3条参照)	10	該当なし (入札保証金に ついては (注2)第4条 参照)	財務省 関東財務局 管財第2部	該当なし	該当なし

(注1) 売出価格は、財務省関東財務局において行われる予定の競争入札による売出しにおける落札者のそれぞれの落札価格となります。

(注2) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社株式一般競争入札の国有財産(株式)の入札要領には、以下の内容が定められております。

[入札要領]

第1条 入札参加希望者は、国有財産(株式)売払公告、本入札要領、入札案内、契約書(案)及び輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が作成した株式売出届出目論見書(目論見書に訂正事項があった場合には訂正事項分を含む。)を熟読のうえ、御自身の判断で入札に参加してください。

第2条 日本国内に居住していない者が入札する場合には、日本国内に居住している代理人を選定し、委任状を提出してください。

2 日本国内に居住している者は、代理人による入札参加は認められません。

第3条 入札参加は郵送によるものとし、財務(支)局、沖縄総合事務局及び函館、千葉、東京、横浜、神戸、長崎の各財務事務所(以下「財務局等」という。)から交付を受けた入札関係書類に必要な事項を記入し、入札書のみを入札書提出用封筒に入れ、たうえで封をし、入札関係書類とともに郵送用封筒により、入札受付期間〔平成28年1月20日(水)から1月25日(月)午後5時まで(必着)〕に関東財務局管財第2部統括国有財産管理官(株式入札担当)宛簡易書留郵便により提出してください。

2 入札締切日時までに到達しない入札は無効となりますので、十分余裕をみて早めに送付してください。

3 入札書等用紙の交付は、平成27年11月5日(木)から平成28年1月19日(火)午後5時までとし、以降の交付はいたしません。(注3)

第4条 入札参加者は、入札に参加する前に入札保証金として、入札価格(総額)の100分の30以上に相当する金額を、財務局等から交付を受けた振込依頼書を用いて、金融機関の窓口から、関東財務局の指定する口座(口座番号等：振込依頼書記載のとおり。)に振り込んでください。ただし、ゆうちょ銀行(郵便局)は利用できません。その際、受領した保管金受入手続添付書を入札保証金振込証明書に貼付し、入札保証金提出書と一緒に提出してください。保管金受入手続添付書の貼付がないと、関東財務局の指定する口座に入金していても入札は無効となります。

2 振込依頼書は、必ず入札書に記載されている申込番号と同じ番号のものを使用してください。入札書と異なる申込番号の振込依頼書により振り込まれた場合、その入札は無効となります。なお、振込依頼書の金額訂正はできません。

3 入札保証金の納付後は、入札の取消又は変更はできません。

第5条 入札参加に当たり、入札者は関係者一覧を提出してください。

2 入札者又は代理人が個人にあっては、住民票の写しを提出してください。入札者又は代理人が法人にあっては、当該法人の商号、目的、役員及び支配人の欄(区)の現在事項が記載されている法人登記簿抄本又は一部事項証明書(以下「法人登記簿抄本」という。)及び役員一覧を提出してください。

3 入札者又は代理人が法人の場合、入札参加資格確認のために当該法人の役員及び支配人の住民票の写しを提出していただく場合があります。この場合には、別途指定する期日までに役員及び支配人の住民票の写しを提出してください。

第6条 入札しようとする口数が10口を超えるときは、財務局等で交付する新たな入札書等用紙を使用してください。この場合、入札保証金の納付は、新たな入札書等用紙の申込番号と同じ番号の振込依頼書を使用し、別々に納付してください。

2 入札書は入札書提出用封筒1通に対して1枚のみ入れ、10口を超える場合は、新たな入札書を使用し、新たな入札書提出用封筒に入れてください。

また、前条に定める住民票の写し等については、コピー等することなく新たに取得し、提出してください。

第7条 入札書等の記載にあたっては、「入札書等記載方法」を参考に、間違いのないよう記入してください。

2 入札単価は1,000円単位としてください。

3 入札数量は10株以上とし、単価ごとの入札数量は10株又はその整数倍とします。

- 4 この一般競争に加わろうとする者が買受けを希望する当該株式の数の上限を、1,990株とします。ただし、この一般競争に加わろうとする者とこの一般競争に加わろうとする他の者が以下の から の関係にある場合においては、当該者と当該他の者（当該他の者が二以上いるときは、全ての当該他の者）が買受けを希望する当該株式の数を合算した数の上限を1,990株とします。

この一般競争に加わろうとする者とこの一般競争に加わろうとする他の者が共同して輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式を取得し、若しくは譲渡し、若しくは当該株式会社の株主としての議決権その他の権利を行使すること又は当該株式の取得の後に相互に当該株式を譲渡し、若しくは譲り受けることを合意している場合における当該者と当該他の者

この一般競争に加わろうとする者が個人である場合、当該個人とその親族（配偶者並びに一親等内の血族及び姻族に限る。）

法人等（法人その他の団体をいう。以下4において同じ。）とその役員（取締役、執行役、会計参与及び監査役（理事及び監事その他これらに準ずる者を含む。）をいう。以下4において同じ。）

この一般競争に加わろうとする者が個人である場合、当該個人（その親族を含む。以下、及びにおいて同じ。）がこの一般競争に加わろうとする法人等に対して当該法人等の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式会社についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式会社についての議決権を含む。以下4において同じ。）の100分の20以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人（仮設人を含む。以下4において同じ。）の名義をもって所有する関係（以下4において「特別資本関係」という。）にある場合における当該個人と当該法人等及びその役員

この一般競争に加わろうとする者が法人等である場合、当該法人等がこの一般競争に加わろうとする他の法人等に対して特別資本関係を有する場合における当該法人等と当該他の法人等及びその役員

この一般競争に加わろうとする者が法人等である場合、当該法人等と当該法人等に対して特別資本関係を有する個人及び他の法人等並びに当該他の法人等の役員

個人とその被支配法人等（個人又は法人等が他の法人等の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合における当該他の法人等をいう。以下4において同じ。）又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の100分の20以上の議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該個人又は当該法人等は、当該他の法人等に対して特別資本関係を有するものとみなして から の規定を適用します。

個人とその被支配法人等又は法人等とその被支配法人等が合わせて他の法人等の総株主等の議決権の100分の50を超える議決権に係る株式又は出資を自己又は他人の名義をもって所有する場合には、当該他の法人等は、当該個人又は当該法人等の被支配法人等とみなして の規定を適用します。

- 5 この一般競争に加わろうとする者が1,990株を超えて入札した場合は、単価が高価な入札から順次1,990株に達するまでの入札株式数を有効とし、それを超える入札株式数を無効とし、同一の入札者が何枚もの入札書によって入札した場合も同様の取扱いとなります。

なお、4ただし書きの場合において、この一般競争に加わろうとする者とこの一般競争に加わろうとする他の者（当該他の者が二以上いるときは、全ての当該他の者。以下5において同じ。）が4 から の関係にある場合において、当該者と当該他の者が入札した株式の数の合計が1,990株を超えるときは、当該者と当該他の者が行った全ての入札のうち、単価が高価な入札から順次1,990株に達するまでの入札株式数を有効とし、それを超える入札株式数を無効とします。

第8条 提出済みの入札関係書類（関係者一覧を除く。）は、その事由のいかんにかかわらず、引換、変更又は取消を行うことはできません。

第9条 次の各号の一に該当する入札は無効とします。

国有財産（株式）売払公告又は本入札要領の条項に違反するもの

入札締切日時までに入札関係書類が到達しないもの

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当する者が入札したもの

国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者（入札者又は代理人）が入札したもの

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者（入札者又は代理人）が入札したもの

なお、警察当局から排除要請がある者とは、次の要件のいずれかに該当するものとして警察当局から排除要請を受けた者をいう。

（1）暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

（2）次のいずれかに該当するもの

ア 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの

（注）「役員等」とは、「法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者」をいう。

イ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団員を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの

（３）（１）、（２）の依頼を受けて入札に参加しようとするもの

代理人により入札する場合、入札書に代理人選任に関する委任状の添付のないもの

委任状に委任者（入札者）の住所、氏名の記入及びサインのないもの及び受任者（代理人）の住所、氏名の記入及び押印のないもの

委任状に委任者のサイン証明等の添付のないもの（サイン証明等が入札受付期間内に提出できない者は、平成28年2月3日（水）までに必ず提出すること。）

日本国内に居住している者の代理人による入札

日本国内に居住している者の入札書、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書に、入札者の住所、氏名の記入及び押印のないもの

代理人による入札の入札書、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書に、入札者の住所、氏名の記入がないもの、又は代理人の住所、氏名の記入及び押印のないもの

入札書に住民票の写し又は法人登記簿抄本、役員一覧及び関係者一覧のうち、いずれかの添付のないもの

入札者又は代理人が法人の場合、入札参加資格確認のために、役員及び支配人の住民票の写しの提出を求められたときに、その提出期限までに提出がなかったもの

入札書、入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書の金額等を訂正し、訂正印の押印のないもの、又は金額等の記載が明確でないもの

提出した入札関係書類の申込番号が異なるもの又は申込番号を訂正したもの

所定の入札書等入札関係書類（関係者一覧を除く。）以外の用紙を使用して行ったもの

入札公告及び本入札要領に定める単価ごとの入札数量の制限に違反して行ったもの

入札公告及び本入札要領に定める買受けを希望する株式の数の上限又は買受けを希望する株式の数を合算した数の上限を超える部分の入札

入札公告及び本入札要領に定める入札単価の制限に違反したもの

入札保証金が入札価格（総額）の100分の30未満であるもの

^{3.2}_{5.1} 入札保証金提出書及び入札保証金振込証明書の提出のないもの

^{3.2}_{5.2} 入札保証金振込証明書に保管金受入手続添付書が貼付されていないもの

^{3.2}_{5.3} 入札保証金をATM又はインターネットを利用して振り込んだもの

^{3.2}_{5.4} 入札の執行を妨害する意図で行われたもの

^{3.2}_{5.5} 入札者又は代理人が、入札担当官等の照会に応じないなど、入札担当官等の入札事務遂行に非協力的な対応を行った場合

^{3.2}_{5.6} 入札関係書類に虚偽の記載があるもの

^{3.2}_{5.7} その他入札担当官等が入札書及び入札関係書類を不完全と認めたもの

^{3.2}_{5.8} 入札公告及び本入札要領に定める買受けを希望する株式の数の上限に係る制限を回避する意図をもって入札に参加していると認められる合理的な疑いがある場合

第10条 開札は、国有財産（株式）売払公告において公告した期間及び場所において、入札事務に関係のない職員を立会いさせて行います。なお、入札者等入札関係者の立会いは自由ですが、開札会場への入場に際し、入札者名及び代理人名により入札関係者であることを確認させていただきます。（注5）

第11条 落札者は、予算決算及び会計令臨時特例（昭和21年勅令第558号）第4条の10の規定に基づき国の予定価格を超える単価の入札者のうち、高価の入札者から順次売払数量に達するまでの入札者をもって決定します。

（注6、7）

また、落札となるべき同一単価の入札者が2口以上あるときは、その入札数量が多い者から落札し、入札数量が同一である場合には、当該入札者の引くくじで決定します。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員がくじを引き落札者を決定します。この結果、最後の順位の落札者の入札数量が、他の落札者の数量と合算して売払数量を超えるときは、その超える数量については落札がなかったものとし、この場合異議を申し立てることはできません。

第12条 開札結果については、入札者に速やかに文書をもって通知します。なお、入札結果については、公表する場合がありますことを御了承願います。その場合でも、入札者が特定できる情報については公表しません。

第13条 開札の結果、落札されなかった方の入札保証金は、入札者が指定した金融機関の預貯金口座へ振り込む

方法により還付します。なお、落札者の入札保証金は、第15条に定める契約保証金に振り替えます。

第14条 落札者が、平成28年3月4日（金）まで（必着）に売買契約書及び誓約書に記名押印のうえ返送しない場合には、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属し、落札者へ還付することはできません。

第15条 落札者は、契約締結の際、契約保証金として売買代金の100分の30に相当する金額を納めなければなりません。ただし、その契約保証金は、第13条の規定により入札保証金から振り替えるものとします。

なお、入札保証金のうち契約保証金を超える部分の金額は還付します。

第16条 前条の契約保証金は、売買代金に充当します。（注8）

第17条 入札保証金及び契約保証金には利息を付しません。

第18条 本入札要領に定めのない事項は、すべて会計法規の定めるところによって処理します。

（注3） 入札書等用紙の郵送による交付の請求については、請求者の郵便番号、住所、氏名、電話番号を記載した紙片及び710円分の返信用切手を同封のうえ、平成28年1月15日（金）午後5時までに財務省関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（株式入札担当）に到着したものに限り取り扱われます。

（注4） 入札説明会は、平成27年11月10日（火）午前10時からさいたま新都心合同庁舎1号館 2階 講堂で行われます。

（注5） 開札は、平成28年2月4日（木）午前10時から関東財務局で行われます。

（注6） 落札者の決定は、平成28年2月18日（木）に行われます。

（注7） 国の予定価格は非公表とされております。

（注8） 売買代金は、国が発行する納入告知書により平成28年3月18日（金）までに納付することになります。契約締結後、代金納入期限までに売買代金の納付がないときは、契約保証金は国庫に帰属します。

（注9） 当社は株券不発行会社であるため株券は発行されず、株主の地位の移転は、株主名簿の名義書換により行われます。国から買受人への株式の名義書換は、平成28年3月31日（木）までに行うものとします。

（注10） 外国投資家が本件株式を取得した場合には、外国為替及び外国貿易法に基づき、日本銀行を経由して財務大臣等へ報告する必要があります。

（注11） 入札の問い合わせ先は以下のとおりです。

財務省関東財務局管財第2部統括国有財産管理官（株式入札担当）

電話 048 - 600 - 1209

入札書等用紙交付場所

		〒	住所	☎
北海道財務局	管財部 管財総括第1課	060-8579	札幌市北区北8条西2 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
函館財務事務所	管財課	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-23-8445
東北財務局	管財部 管財総括第1課	980-8436	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-263-1111
関東財務局	管財第2部 株式売却PT室	330-9716	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-1209
千葉財務事務所	管財課	260-8607	千葉市中央区椿森5-6-1	043-251-7215
東京財務事務所	管財第1課	113-8553	文京区湯島4-6-15 湯島地方合同庁舎	03-5842-7018
横浜財務事務所	管財課	231-8412	横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎	045-681-0934
北陸財務局	管財部 管財総括第1課	921-8508	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎	076-292-7870
東海財務局	管財部 管財総括第1課	460-8521	名古屋市中区三の丸3-3-1	052-951-2769
近畿財務局	管財部 被括国有財産管理官①	540-8550	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6949-6131
神戸財務事務所	管財課	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎	078-391-6944
中国財務局	管財部 被括国有財産管理官①	730-8520	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-221-9221
四国財務局	管財部 管財総括第1課	760-8550	高松市中野町26-1	087-831-2131
九州財務局	管財部 管財総括第1課	860-8585	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	096-353-6351
福岡財務支局	管財部 管財総括第1課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-411-7281
長崎財務事務所	管財課	850-0052	長崎市筑後町3-24	095-827-7095
沖縄総合事務局	財務部 管財総括課	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館	098-866-0096

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 本件株式売出しの方法

当社株式の一部は、「第2 売出要項」に従い、入札の方法により売却されます。入札参加にあたっては、財務省関東財務局の国有財産（株式）売払公告、財務局等において交付される一般競争入札案内書及び株式売出届出目論見書を熟読し、かつ定められた入札手続きに従って、入札者自身の判断により参加いただく必要があります。

また、本件株式売出しにおいて、金融商品取引業者（証券会社）による勧誘や入札申込みの取次ぎ等の取扱いは、一切行われません。

2 当社株式の価格変動リスク

一般的に株式への投資は価格変動リスクを伴い、売却に際しては損失が生じるおそれがあります。当社の業務や財産の状況に変化が生じた場合、若しくは株式相場等の変動や類似業種企業等の株式の価格が変動することによって、当社株式の価格が変動し損失が生じる恐れがあります。

3 本件株式売出しが株式上場を伴うものではないこと

本件株式売出しは金融商品取引所への株式上場を伴うものではありません。

また、当社株式に関して、将来、金融商品取引所へ上場する具体的な計画は本書提出日現在存在せず、本件株式売出し後の当社株式の流動性は何ら保証されているものではありません。したがって、本件株式売出しにおける当社株式の取得者は、取得後において第三者に売却する際、買い手が限られ、売却自体が困難となるリスクがあります。また、換金性が極めて乏しいことにより損失が生じる可能性があります。

なお、当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。

4 売出株式に係る譲渡承認

財務省関東財務局において行われる予定の競争入札手続きに従って落札した者への当社株式の譲渡承認請求が国からなされた場合、当社取締役会は当該請求を承認いたします。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

株式売出届出目論見書に記載しようとする事項

表紙に当社ロゴ



を記載します。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (百万円)	7,657	7,480	7,638	8,847	9,256
経常利益 (百万円)	321	160	140	79	148
当期純利益又は当期純損失() (百万円)	173	118	39	24	77
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
発行済株式総数 (株)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
純資産額 (百万円)	4,956	5,075	5,115	5,091	5,168
総資産額 (百万円)	20,561	18,174	17,293	19,438	16,191
1株当たり純資産額 (円)	495,645.40	507,520.99	511,519.89	509,101.63	516,869.32
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間配当額)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額() (円)	17,355.02	11,875.58	3,998.90	2,418.26	7,767.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	24.1	27.9	29.6	26.2	31.9
自己資本利益率 (%)	3.5	2.3	0.8	0.5	1.5
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	6,206	4,433
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	3,239	353
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	-	-	-	2,869	3,228
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	-	-	-	2,470	3,322
従業員数 (人)	103	107	107	107	111

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有しておりませんので記載しておりません。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

5. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

6. 第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。第3期から第5期の財務諸表については、当該規定に基づく監査はを受けておりません。

7. 当社は配当を行っておりませんので、1株当たり配当額及び配当性向につきましては、いずれも記載しておりません。

8. 第3期から第5期までは、当社はキャッシュ・フロー計算書を作成しておりませんので、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

2【沿革】

当社は、昭和52年10月に官民共同出資により設立された認可法人「航空貨物通関情報処理センター」を前身とし、平成15年10月に「独立行政法人通関情報処理センター」として改組されました。その後、平成19年12月に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」により特殊会社として民営化することとされ、平成20年5月30日に公布された「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、同センターを解散し、民間73社に出資金を返還した上で、平成20年10月1日に輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社として設立されました。以下に、当社前身の設立から現在に至るまでの沿革を記載します。

「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」により、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」の題名が「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」（以下「NACCS法」という。）に改められました。

年 月	概 要
昭和52年10月	認可法人「航空貨物通関情報処理センター」を設立
昭和53年8月	航空貨物通関情報処理システム(Air-NACCS)稼働開始
平成3年7月	新たに海上貨物を対象とすることとし、認可法人「通関情報処理センター」に改称
平成3年10月	海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)稼働開始
平成9年2月	FAINS ¹ とのワンストップサービス開始
平成9年4月	ANIPAS ² 、PQ-NETWORK ³ とのワンストップサービス開始
平成11年10月	Sea-NACCSの更改（港湾手続の追加）
平成14年11月	JETRAS ⁴ とのワンストップサービス開始
平成15年3月	NACCSのインターネットによる利用開始（netNACCS稼働開始）
平成15年7月	輸出入・港湾関連手続シングルウィンドウ ⁵ 業務の開始
平成15年10月	認可法人「通関情報処理センター」を解散し、「独立行政法人通関情報処理センター」を設立
平成19年12月	独立行政法人通関情報処理センターを特殊会社として民営化することを盛り込んだ「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定
平成20年4月	PAA ⁶ への加入
平成20年10月	「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律」施行により、政府全額出資の特殊会社として輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社が設立され、独立行政法人通関情報処理センターの権利及び義務を承継 株式会社化に伴い、各省庁にて運営されていた関係省庁システムの一部運営を開始
平成22年2月	Sea-NACCSの更改（港湾関連手続の稼働） Air-NACCSの更改及びSea-NACCSとの統合、貿易管理サブシステム（経済産業省手続）の稼働、空港入出港手続シングルウィンドウ ⁵ 業務を開始し、新たにNACCSとして稼働
平成25年10月	PQ-NETWORK、ANIPAS、FAINSをNACCSへ統合
平成26年3月	出港前報告制度の実施に伴いNACCSが対応
平成26年4月	当社の支援により、ベトナムにおいてNACCS型貿易関連システム稼働
平成26年11月	医薬品等輸出入手続業務をNACCSで開始

[用語解説]

- FAINS：厚生労働省（旧厚生省）の輸入食品監視支援システム
- ANIPAS：農林水産省の動物検疫検査手続電算処理システム
- PQ-NETWORK：農林水産省の輸入植物検査手続電算処理システム
- JETRAS：経済産業省の貿易管理オープンネットワークシステム
- シングルウィンドウ：関係する複数のシステムを相互に接続・連携することにより、1回の入力・送信により、複数の類似手続きを同時に行えるようにするもの
- PAA（Pan Asian e-Commerce Alliance）：アジア各国・地域において、貿易・税関関連システムの運用を担う事業体の集まりであり、日本代表の当社を含め、アジア各国・地域を代表する11社が加盟している組織
（参考）NACCS（Nippon Automated Cargo and Port Consolidated System）：入出港する船舶・航空機及び輸出入される貨物について、税関その他の関係行政機関に対する手続き及び関連する民間業務をオンラインで処理するシステム

3【事業の内容】

1．概要

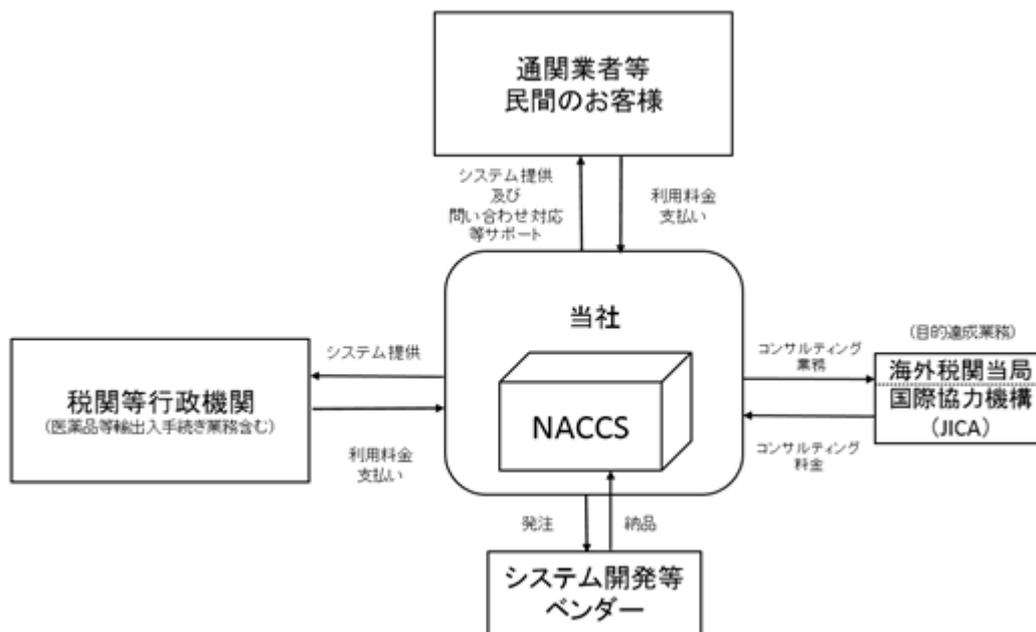
当社は、NACCSの管理、プログラム開発・変更等システムの運営に関する業務である輸出入等関連業務（1）と、当社の目的を達成するために財務大臣の認可を受けて行う業務（2）を行っております。

国際物流では、輸出入者、貨物の運送業者、貨物を保管する事業者、これら関係者を代理して行政手続きを行う事業者、銀行、行政機関など、多くの関係者（3）の間で様々な国際物流に関する情報がやりとりされます。

NACCSは、それらをオンラインで結び、貨物の流れに沿って必要な行政手続きや各種業務を初めとした関係者間での手続きを総合的に処理することを通じて、情報の一元的管理や共有化、再利用を実現しており、官民が共同で利用する日本で唯一のシステムであり、国際物流に不可欠なサプライチェーンマネジメントを支援する総合物流情報プラットフォームであります。なお、当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

- （1）輸出入等関連業務（本来業務）：税関手続、空港・港湾手続、貿易管理手続、食品衛生手続、検疫手続（人）、動物検疫手続、植物検疫手続、入国管理手続に関する業務
- （2）財務大臣の認可を受けて行う業務（目的達成業務）：ベトナム、ミャンマーに対するNACCS型貿易関連システムの導入支援及び新規事業等
- （3）多くの関係者：国際物流に関連する業種
 - （航空）：航空会社、航空貨物代理店、保税蔵置場、混載業者、通関業者、機用品業者、銀行、輸出入者等
 - （海上）：船会社、船舶代理店、コンテナヤード、保税蔵置場、非船舶運航業者（NVOCC）、通関業者、海運貨物取扱業者、銀行、輸出入者等

[事業系統図]



2．輸出入等関連業務：本来業務（NACCS法第9条第1項）

NACCSは、民間業務（貨物管理等）を含む輸出入等関連業務を処理する官民共同のシステムです。

NACCSは、輸出入申告の98%を電子的に処理しており、ペーパーレス化を実現しているとともに、1回の入力・送信で輸出入関連手続を行うことができるシングルウィンドウ化を実現しております。また、関税等の自動納付やシステムによる自動許可を可能とし、通関手続に要する時間を短縮することにも役立っております。

NACCSは、平成20年10月のSea-NACCSの更改及び平成22年2月のAir-NACCS更改を機に、システムの見直しを行い、Air-NACCSとSea-NACCSを統合するとともに、国土交通省が管理・運営していた港湾EDIシステムや経済産業省が管理・運営していたJETRASなどの関連省庁システムについてもNACCSに統合し、第5次NACCSとして稼働を開始しました。

当社は、NACCSをご利用のお客様（官民双方）より、システム利用料金を頂くことにより、プログラムの開発等、NACCSの運営をしております。



3. 目的達成業務（NACCS法第9条第2項）

海外におけるNACCS型貿易関連システム導入の支援

当社は、海外におけるNACCS型貿易関連システム導入の支援に関し、目的達成業務として実施すべく財務大臣より認可を取得したうえで、支援を実施しております。

ベトナムにおいては、現地税関総局のコンサルタントとして、NACCS型貿易関連システム（以下「VNACCS」という。）構築業者（株式会社NTTデータ）の業務の進捗監理等の業務を実施し、また、VNACCSの導入・運用に当たり現地当局がシステム利用のお客様の管理を適切に実施できるように、技術支援業務を実施いたしました。

ミャンマーにおいては、現地税関局のコンサルタントとして、NACCS型貿易関連システム（以下「MACCS」という。）構築業者（株式会社NTTデータ）との契約締結、お客様の管理・ヘルプデスクの体制整備等を支援し、平成28年11月（予定）のMACCS稼働に向け、当該業者の業務にかかる進捗監理等を行っております。

医薬品等輸入手続のシステム化

当社は、財務大臣より医薬品等輸入手続のシステム化の認可を取得しております。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（以下「医薬品医療機器等法」という。）に基づいた、製造販売業者、医療従事者、輸出用医薬品等製造業者の輸出入に係る手続きをNACCSにて行えるよう、平成26年11月より業務を開始しました。

製造販売等の許可を有する業者による輸入手続きである「輸入届出」、医薬品医療機器等法許可業者又はその他の業者・医療従事者・個人等による輸入手続きである「輸入報告」、輸出用医薬品等の製造届出手続き及び輸入届出手続きである「輸出用製造輸入届出」

4【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成27年8月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
107	39	8.1	7,607,458

- (注) 1. 従業員数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者（契約社員及び短時間勤務社員）数を含みません。
2. 当社への出向者内訳は、財務省のほか関係省庁からの出向者が41名、民間企業からの出向者が19名の計60名であります。
3. 平均勤続年数（年）は、外部からの出向者（2～3年程度在籍）を除いて算出しておりますが、当社が新卒採用を開始したのが平成22年度からであり、それまでは主に出向者中心の組織構成であったため、上記のとおり短期間となっております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 臨時雇用者数の総数は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
6. 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりません。また、労使関係は円滑に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度におけるわが国経済は、当初消費税増税に伴う個人消費の反動減があったものの、政府・日銀による金融政策、成長戦略を背景に回復傾向となりました。

当社におきましては、システムの安定的運用とサービス向上、国際物流業務への取組み、次期NACCS（第6次NACCS）の開発、経営の効率化推進、経営の透明性の確保という5つの重点計画を策定して事業運営に取り組んできました。また、一般競争入札の徹底や経費の節減等効率的な経営にも努めた結果、当事業年度の売上高は、9,256百万円（前事業年度比4.6%増）、営業利益は269百万円（同22.8%増）、経常利益は148百万円（同86.1%増）、当期純利益は77百万円（前年同期は当期純損失24百万円）となりました。

各取組の詳細は以下のとおりであります。

システムの安定的運用とサービス向上

イ．当事業年度は、平成26年6月15日に、外国為替及び外国貿易法に基づく経済産業省手続を処理する貿易管理サブシステムで、13時間45分の長時間にわたる大きなシステム障害が発生したことから、同様のシステム障害が発生することのないよう、ベンダーとの事前の打ち合わせを強化するなど、再発防止策を検討・実施しました。

また、平成26年11～12月には、「システム総点検」を行い、システムが安定的に稼働するよう、保守・運用に努めました。その他、同年12月10日、当社が独自に定めた「安定運用の日」には、「システム障害発生時の対応訓練」を行い、障害発生時の検知から復旧と復旧後の対応に係る一連のシステム障害対応を遅滞なく確実に実行するよう努めてきました。

ロ．お客様のニーズを把握し、サービスの向上を図るため、全国16地区でNACCS地区協議会を開催するとともに、NACCSの操作方法や機能などを説明するセミナーを開催しました。

また、お客様に対して、NACCSの使い方やお知らせをお伝えするWEBサイトである「NACCS掲示板」について、情報提供の迅速化及び画面構成の見直しを行い、情報提供の一層の充実を図りました。

ハ．NACCSは、官民共同システムであり、多くのお客様にNACCSをご利用いただくことが、国際物流の効率化と発展につながることから、関係省庁とも連携をとりつつ、国際物流に携わる方々に対して加入促進を行いました。また、NACCSの利用に関する契約を締結していただいているものの、NACCSの各種業務を十分にはご利用いただいていないお客様には、個別に訪問するなどして、原因を分析し解決方法をお客様にお伝えしました。平成27年3月末現在、NACCSの利用に関する契約を締結いただいているお客様の事業所数は、海上関連業務について9,064事業所、航空関連業務について3,993事業所となり、平成26年3月末時点と比べてそれぞれ639事業所、558事業所増加しております。

（なお、海上、航空両方のシステムをご利用される事業所数は、両事業所数に含めております。）

ニ．大規模災害等によるシステム停止に備え、お客様への影響を最小限にするため、業務継続計画書（BCP）を見直しました。

ホ．全社員を対象とした情報セキュリティ研修や訓練を実施するなど、情報セキュリティの強化に努めました。

国際物流業務への取組み

イ．総合物流情報プラットフォームの構築

(イ)システムの機能向上

イ)関係省庁手続の電子化推進

医薬品医療機器等法に基づく、製造販売許可又は製造許可を受けた業者（医薬品医療機器等法許可業者）等が行う届出・報告手続のシステム化に関し、平成26年10月7日から17日の間において総合運転試験を実施し、同年11月25日からサービスを開始しました。

ロ)貿易関連手続の電子化推進

コンテナヤードにおける搬出入関連業務（ブッキング情報の登録・空コンテナのピックアップオーダー・搬入票作成等）について、関係者（コンテナヤード業者・海運貨物取扱業者）に対する個別訪問の実施、説明会の開催など積極的なプロモーション活動を引き続き行いました。

(ロ)多角的サービスの提供

NACCSに登録された情報を活用した情報提供サービス（iNACCS（仮称））の開発について、iNACCS推進タスクフォース（社内プロジェクトチーム）において事業内容等について検討を行い、「NACCSの保有する情報を活用した事業の構築・運用業務に関する企画案の募集」に関する企画コ

ンペを開催し、共同開発会社を決定しました。

(八) 国境を越えた電子情報交換の推進

イ) アジア各国・地域において、貿易・税関関連システムの運用を担う事業者11社が加盟する

P A A (Pan Asian e-Commerce Alliance) への参画を通じた取組みとしては、国境を越えた電子情報交換にかかる検討を推進するために、平成26年4月に福岡市において、第46回P A A福岡会合を主催しました。また、同年8月の第47回P A A北京会合及び同年12月の第48回P A Aシンガポール会合に参加しました。

ロ) 出港前報告制度(海外の船会社及び利用運送事業者が、N A C C Sを利用して電子的に、税関に対して出港前報告を行う仕組み)の実施に伴い、海外サービス・プロバイダーとN A C C Sをシステム接続し、業者が当該サービスプロバイダーを利用して税関に出港前報告ができる環境が整ったことから、本接続環境を活用したその他の事業の検討を進めました。

ロ. 出港前報告制度

新たに1サービスプロバイダーと接続契約を締結し、合計19のサービス・プロバイダーと接続し制度の円滑な実施に努めてきました。

ハ. N A C C S型システムの海外展開

ミャンマーにおけるN A C C S型貿易関連システムの導入支援に関し、平成26年8月、ミャンマー税関とのコンサルタント業務契約を締結し、平成28年11月のシステム稼働に向けて業務を開始しました。

次期N A C C S (第6次N A C C S) の開発

次期N A C C S (第6次N A C C S) のハードウェア、ソフトウェア等システムの調達に当たっては、平成26年6月に一般競争入札を行い、株式会社N T Tデータを次期N A C C S (第6次N A C C S) 開発ベンダーとする契約を同社と締結しました。

また、平成27年2月3日に開催しました第4回航空・海上合同更改専門部会において、検討すべき案件及び詳細仕様中間報告(案)を取りまとめるとともに、更改専門部会(同年6月)及びN A C C Sを利用されているお客様に対する説明会(同年6月から8月)を開催しました。

なお、同年3月6日に、N A C C Sの仕様及びプログラム変更等に関する当社の取締役会の諮問機関である情報処理運営協議会が開催され、詳細仕様中間報告(案)につき審議し、了承されました。

経営の効率化推進

イ. 良質なサービスを低廉なコストで提供していくため、業務運営の効率化、経費削減に努めました。

ロ. 当社の調達については、一般競争入札等によることを原則として、調達コストの削減に努めました。

ハ. 平成26年7月、新規事業の開発に注力するため、企画部に物流事業企画室(現 新規事業開発室)を設置し、また、お客様へのサービス向上等を主たる業務とする業務部をソリューション事業推進部と名称変更するとともに、業務の多寡による人員の配置の見直しを行い、効果的・効率的な経営に努めました。

ニ. 社員(出向社員を除く)が当社の中核を担えるよう、引き続き階層別研修を実施するほか、業務上必要とされる国際物流やシステム等の知識を習得するための専門研修を充実しました。また、研修の実施に際しては、事前目標の策定、研修実施、研修後のフォローアップという仕組みを徹底することで研修効果の増大を図りました。

経営の透明性の確保

イ. 事業計画や事業報告、その他情報処理運営協議会を初めとする社内における各種会議関連資料など、当社の業務内容に関する情報について当社ホームページに掲載し、N A C C Sを利用されているお客様等のステークホルダーに対して積極的な情報公開を行いました。

ロ. 社会ニーズの把握に努めるため、経営諮問委員会、情報処理運営協議会を初めとしたお客様との定期会合等を一層活用しました。

ハ. リスクに対処するため、内部統制の充実及びその実践を通じて、全社員一人ひとりが法令等を遵守して企業倫理を高め、維持していくとともに、内部統制に係る諸規程について社会の変化に応じた見直しを行いました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前事業年度末に比べ851百万円増加し、3,322百万円となりました。

当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果取得した資金は4,433百万円（前事業年度は6,206百万円の収入）となりました。これは、税引前当期純利益148百万円のほか、主に減価償却費4,271百万円の計上によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は353百万円（前事業年度は3,239百万円の支出）となりました。これは主にソフトウェア等の無形固定資産の取得による支出348百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は3,228百万円（前事業年度は2,869百万円の支出）となりました。これはリース債務の返済による支出3,228百万円によるものであります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産に該当する事項がないため、生産実績に関する記載はしていません。

(2) 受注状況

受注生産を行っておりませんので、受注状況に関する記載はしていません。

(3) 販売実績

第7期事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

業務の種類別	第7期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	前年同期比(%)
本来業務(百万円)	9,155	104.3
目的達成業務(百万円)	98	149.6
その他(百万円)	2	319.9
合計(百万円)	9,256	104.6

(注) 1. 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載に変えて、当社が提供する業務の種類別の販売実績を記載しております。

2. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	第6期事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		第7期事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
東京税関	4,379	49.5	4,671	50.5

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社は、平成27年3月に平成27年度から平成29年度までの3カ年を対象とした中期経営計画を定め、システムの安定的運用と情報セキュリティの確保はもとより、新規事業を実施し、収益の拡大による持続的成長の実現に努めていくこととしております。

また、国内はもとより海外の物流関係システムとの連携を実施するなど、当社にしかできないNACCSを中心としたイノベーションの実現をめざしてまいります。

(1) コア事業戦略について

システムの安定的運用とサービス向上

イ．民間業務（貨物管理等）を含む輸出入等関連業務を安定的に提供するため、引き続き想定しうるリスクへの対応策を事前に講じるなどプロアクティブ・マネジメントを実施し、24時間365日、システムの安定運用に努め、システム稼働率100%（計画的な停止を除きます。）をめざします。

また、万一にもシステム障害や大規模災害等によりシステムが停止した場合であっても、システムの迅速な復旧を確保するため、引き続きシステムベンダー、関係省庁との連携を強化し、システム障害対応訓練等を実施します。

さらに、万一、システム障害やシステム停止が発生した時には、その状況や対応策等について、速やかにお客様にお知らせするよう努めます。

ロ．お客様のニーズを十分把握し、お客様の視点に立ったサービスの提供に努めるため、各種セミナーの拡充やお客様への情報提供の充実を図ります。また、お客様からのお問い合わせに対しては、迅速かつ確かな対応に努め、ヘルプデスクの「お客様満足度調査」を実施し、総合満足度（5段階評価の上位2ランクの合計）を90%以上とすることをめざします。

さらに、引き続きNACCS地区協議会を開催するとともに、国際物流に関連する業界団体様等との情報交換の実施や連携を密にし、より使い易いNACCSの実現に努めます。

ハ．NACCSは、官民共同システムであり、多くのお客様にNACCSを利用していただくことが国際物流の効率化と進展につながることから、関係省庁とも連携をとりつつ、引き続き国際物流に携わる方々の加入促進に努め、全ての手続きがNACCSで行われる、完全普及に向けた取り組みを進めます。

また、港湾における国際物流業務の一層の効率化に寄与することを目的とした「コンテナヤードにおける搬出入関連業務」等について、積極的なプロモーション活動を行い、利用拡大を図ります。

より利便性の高い「総合物流情報プラットフォーム」の構築

次期NACCS（第6次NACCS）の開発・円滑な導入をはじめ、システムの機能向上に継続的に取り組むとともに、新規事業の推進による周辺サービスの拡大を図ることで、港湾・空港における利便性・信頼性の高い、簡易で効率的な「総合物流情報プラットフォーム」の構築に努めます。

次期NACCSの開発・円滑な導入

次期NACCS（第6次NACCS）については、平成29年10月の稼働を目途として、関係省庁及び民間のお客様と協議しつつ、「総合物流情報プラットフォーム」の構築をめざし開発を進めていきます。第8期事業年度においては、引き続き、NACCSの仕様・プログラム変更等の検討を行う情報処理運営協議会（取締役会の諮問機関）のもと、詳細な調査をすべく設置された専門部会等において詳細仕様の検討を進めます。

イ．民間業務の拡充の検討

（イ）国土交通省のコンテナ物流情報サービス（Colins）の機能等をNACCSへ反映させることを検討します。

Colins：国土交通省において構築が進められた、ターミナルオペレーター、荷主、海貨業者、運送事業者等の、関係事業者間で一元的にコンテナ物流情報を共有化するためのウェブサイト型の情報システム

（ロ）損害保険業務とNACCSの連携を図ることにより民間業務を拡充することについて検討します。

ロ．システムの信頼性の向上の検討

情報セキュリティの確保、バックアップ機能の向上等を図り、自然災害やサイバー攻撃等に強いシステムの実現に向けて、バックアップセンターへの切り替え処理の改善等について検討します。

ハ．安定的な収益の確保の検討

システムの安定的な運用等に必要な収益は確保しつつ、経済効率の高いシステムとなるよう、それに応じた利用料金の見直しを検討します。

(2) 新規事業戦略について

基本方針

国際貿易と国際物流の発展、ひいては我が国の国際競争力強化に寄与するため新規事業に取り組みます。ま

た、新規事業は、可能な限り目的達成業務としての実施をめざします。

国内事業

イ．iNACCSS（仮称）の導入等、情報提供業務の充実

NACCSSで処理された情報を活用した情報提供等サービス（iNACCSS（仮称））の提供について検討し、実施可能なものから事業化します。

ロ．通関手続の電子化、民民間貿易取引の電子化の推進

損害保険業務とNACCSSの連携等、通関手続の電子化を促進し、民民間貿易取引の電子化の可能性について検討し、新規事業の可能性についても検討します。

ハ．お客様へのコンサルティング

お客様の自社システムとNACCSSの連携について、個々のシステムに合わせた接続試験を実施可能とするなど、お客様のご要望に沿えるようなコンサルティングを検討し、実施可能なものから事業化します。

ニ．お客様のご要望に応じたNACCSSのカスタマイズ

お客様のNACCSSの機能等へのご要望のうち、汎用のNACCSSの機能以外について、お客様のご要望に応じた個別のカスタマイズ実現について検討し、実施可能なものから事業化します。

ホ．NACCSSに関する研修事業の実施

従来からのNACCSSの利用に関する説明会の実施に加え、新たにお客様のご要望に応じて、個別にお客様にNACCSSの操作に関する講習を実施するなどのNACCSSの利用に関する研修事業について検討し、実施可能なものから事業化します。

海外事業

イ．諸外国へのNACCSS型貿易関連システムの導入

ベトナムへのVNACCSS導入の実績を生かし、ミャンマーにおけるMACCS導入を着実に実施するとともに、その他のアジア諸国におけるNACCSS型貿易関連システムの導入支援について検討します。

ロ．海外システムとの連携

PA A（Pan Asian e-Commerce Alliance）における対話及び出港前報告を電子的に行う体制を整備した際にNACCSSと接続した海外のサービス・プロバイダーとの連携等を通じた国境を越えた電子情報交換を推進するとともに、海外システムとの連携について検討します。

（３）経営基盤強化について

社会に信頼される企業をめざし、今後とも良質なサービスを低廉なコストで提供していくために、引き続き実効性に優れたコーポレート・ガバナンスの強化、コンプライアンスの徹底、経営の効率化の推進及び人材の育成に努めるとともに、リスク管理及び情報セキュリティを強化します。

また、お客様、株主をはじめ、広く社会全体に対し説明責任を果たしていくために、継続的な情報公開及び開かれた組織体制の構築にも重点を置き、経営基盤の強化を図ります。

コーポレート・ガバナンスの強化

政府保有株式の売却が実施され、民間資本が入ることを視野に入れ、会社法の改正を踏まえつつ、社外取締役の監督機能をはじめとするガバナンスの強化策を検討・実施し、引き続き実効性に優れたコーポレート・ガバナンス体制の維持及び強化に努めます。

コンプライアンスの徹底

お客様に信頼していただける会社であり続けるため、より一層、コンプライアンスの徹底に努めます。

リスク管理の強化

イ．指定公共機関としての対応

災害対策基本法に基づく指定公共機関の指定を受けたことを踏まえ、業務継続計画（BCP）の必要に応じた見直しを実施するとともに、万一大規模災害が発生した場合であってもNACCSSの早期復旧を図れるよう、大規模災害対応訓練を実施するなど、万全な対応に努めます。

ロ．リスク管理の徹底

当社を取り巻くリスクについて定期的に見直しを行的確に把握した上で、それらを適切に管理することで、リスク管理の徹底に努めます。

情報セキュリティの強化

定期的にセキュリティ監査や自己点検を実施するとともに、情報セキュリティに関する意識の向上及び知識の習得を図るための研修を実施する等、情報セキュリティの強化に引き続き努めます。

人材育成

システムの安定運用や新規事業を推進するためには、社員の能力を向上させ、最大限発揮していくことが必要不可欠なことから、システムの専門知識を有する社員、貿易・物流実務に精通した社員及びグローバル人材を育成するため、新たに海外研修の実施等、研修の充実に努めます。また、女性社員の活躍推進に取り組みます。

継続的な情報公開

当社ホームページやソリューション事業推進部及び地方事務所等を中心に実施するお客様への各種説明会等を通じて、引き続き当社の業務内容に関する積極的な情報公開を行っていきます。また、提供する情報について、出来る限り拡充を図るとともに、逐次見直しを行い、最新のものを公表するように引き続き努めます。

開かれた組織体制の構築

社会ニーズの把握に努めるため、情報処理運営協議会をはじめとしたお客様との定期会合等を一層活用するなど、引き続き外部に開かれた組織をめざします。

経営の効率化の推進

引き続き調達手続の透明性を確保するとともに、経費の削減及び調達コストの削減に努め、社内システムの最適化、働きやすい職場環境の維持及び組織・人員配置の見直しによる業務処理の効率化など経営の効率化を図ることにより、安定的な経営の維持及び向上に努めます。

(4) CSR（企業の社会的責任）について

NACCSによる電子化等を通じたペーパーレス化推進によるCO₂の削減、災害対策基本法に基づく指定公共機関としての災害時における国や地方自治体との綿密な連携体制の構築及びボランティア活動などを通じ、社会に貢献するよう努めます。

(5) 株主とのコミュニケーションについて

当社は、中長期的な企業価値の向上を図るべく、株主との建設的な対話や株主への情報提供に取り組んでいく方針であります。株主と当社の経営幹部が対話する機会を設け、株主の意見を伺い、経営に活かしていく所存でございます。また、株主向けに、NACCSの運営状況、諸外国でのNACCSを巡る動きなど、国際物流の状況についての報告も行ってまいります。

上記のコミュニケーションを通じ、当社の本来業務であるNACCSの安定的運用、ユーザー利便性の向上に努めるとともに、さらに、NACCSと親和性の高い新規事業等を実施することで、当社の安定的な企業価値の維持・向上、また、株主を含むお客様企業の成長を後押ししてまいります。

4【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性のある事項を記載しております。また、当社としては必ずしもリスク要因となる可能性があるとは考えていない事項についても、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から、以下に開示しております。

当社は、これらリスク発生の可能性を認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であります。本株式に関する投資判断は、本項目及び本書の本項目以外の記載内容も併せて、慎重に検討をしたうえで行われる必要があります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであり、今後の社会経済情勢等の諸条件により変更されることがあります。

(1) 当社の民営化に関する事項について

規制改革面

平成19年5月に取りまとめられたアジアゲートウェイ構想の一部をなす「貿易手続改革プログラム」において、NACCSと港湾関係の手続きを処理する国土交通省の電算システムである港湾EDI（Electronic Data Interchange）の一本化を視野に、その具体策とこれを運営する独立行政法人通関情報処理センターの運営形態について平成19年中に結論を得ることが盛り込まれました。一方、平成19年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2007」において、平成19年内を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定することとされたことを受け、同年12月、「独立行政法人整理合理化計画」が閣議決定され、独立行政法人通関情報処理センターは特殊会社として民営化することとされました。

関係省庁システムの一体的運営面

輸出入及び港湾・空港手続の統一的な窓口機能を担うNACCSを運営する独立行政法人通関情報処理センターにおいて、輸出入通関手続に加え、入出港手続、検疫、入国管理等の業務に係る電算システムを一体的かつ適正に運営することにより、利用者の利便性向上、電算システムの維持・管理コストの削減等を図るとともに、同センターを民営化し、民間業務を含む多様な業務展開と業務運営の更なる効率化により、港湾・空港におけるコスト削減等を図り、もって我が国の国際競争力の強化に資するため、「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律」の大幅な改正が行われ、平成20年5月同法の一部改正法が成立し、NACCS法に改められるとともに、同年10月当社が設立されました。

根拠法令の概要

NACCS法

NACCS法は、当社の設立について定めるとともに、その目的、事業について、以下のとおり規定しております。なお、以下「会社」とは、当社のことを意味します。

会社の業務（NACCS法第9条）

・民間業務（貨物管理等）を含む輸出入等関連業務を電子的に処理するシステムである、輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）の運営

輸出入等関連業務

税関手続、空港・港湾手続、貿易管理手続、食品衛生手続、検疫手続（人）、植物検疫手続、動物検疫手続、入国管理手続に関する業務

- ・NACCSの運営のために必要なプログラム、データ等の作成及び保管
- ・上記業務の附帯業務
- ・目的達成業務（財務大臣の認可が必要）

会社の責務（NACCS法第10条）

会社は、輸出入等関連業務を行うに当たっては、適正かつ効率的な経営を行うよう配意し、本業務の処理を、あまねく全国において、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行うように努めなければならない。

財務大臣の認可事項（ ）内はNACCS法の条文を指す。

目的達成業務を営むこと（第9条第2項）

新株、新株予約権及び社債の募集並びに弁済期限が1年を超える資金借り入れ（第12条第1項）

代表取締役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任（第13条）

毎事業年度の事業計画（第14条第1項）

重要な財産の譲渡又は担保提供（第15条）

定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分（損失の処理を除く）（第16条第1項）

上記、及びは、財務大臣の認可に当たって、事前に財務大臣等への協議が必要となります。

（２）株式売却に関する事項について

当社株式の処分について

イ．財政制度等審議会における答申

平成27年2月12日に財政制度等審議会より付託された国有財産分科会において、当社の株式の処分に関する基本的事項について、審議がなされました。その答申内容は次のとおりです。

ロ．答申内容

[輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分について]

１．背景

(1)輸出入・港湾関連情報処理システム(Nippon Automated Cargo And Port Consolidated System、以下「NACCS」という。)は、税関手続その他の輸出入関連省庁の手続及び貨物管理等の民間業務を電子的に処理する官民共有のシステムである。NACCSを運用する組織は当初、官民からの共同出資を受け、NACCS利用者である国及び民間からのNACCS利用料収入で運営される認可法人として設立された後、当該官民共同の出資形態を維持したまま独立行政法人に組織変更された。その後、株式会社へ組織変更しガバナンスを強化することにより、業務運営の効率化及び利用者利便の向上を図り、国際物流の更なる効率化や我が国の港湾及び空港の国際競争力強化に資するため、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）において、特殊会社として民営化することが決定され、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(以下「NACCSセンター」という。)が設立された。

(2)NACCSセンター株式会社については、現在、政府が発行済株式の総数を国有財産として保有しているところ、NACCSセンター設立の根拠法である電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律(以下「NACCS法」という。)において、「できる限り速やかに売却する」とこととされている。

２．基本的考え方

NACCSセンター株式の処分に当たっては、基本的には以下のような考え方で取り組むことが適当である。

(1)NACCSセンター株式が国民共有の貴重な財産であることに配慮しつつ、公正な価格及び方法により行うこと。

(2)NACCSセンターの主たる業務として、NACCS法第9条第1項に規定される輸出入等関連業務を処理するために必要な電子計算機の使用及び管理などの業務(以下「NACCS法第9条第1項業務」という。)を営むに当たっては、同法の規定により、「なるべく安い料金で行われるように努めなければならない」とこととされている点に留意すること。

３．売却方法についての基本方針

(1)証券取引所への上場の可否

NTT株式やJT株式の売却のような政府保有株式の売却では、株式の取得者の換金機会の確保の観点や株式の公正かつ円滑な流通の場を確保する観点から、証券取引所への上場を行ってきたところである。一方、日本アルコール産業株式会社の政府保有株式の売却では、売却開始時点において、設立から2年しか経過しておらず、証券取引所が定める上場基準の達成見通し等の検証が十分に行い得る状況になかったことから、株式売却時に証券取引所への上場を行わなかった。

NACCSセンター株式会社について、仮に、証券取引所へ上場する場合には、証券取引所が定める利益額等の上場基準の達成見通し等の検証が行われることが必要である。しかしながら、NACCSセンターは、NACCS法第9条第1項業務について、NACCS法の規定により、なるべく安い料金で行われるように努めなければならないこととされており、十分な収益を上げることが困難であるなど、当面、証券取引所の上場基準を満たすことは期待できない。その一方で、NACCS法の規定により、できる限り速やかに売却することが求められていることから、証券取引所への上場によらずに売却する方法を採ることが適当である。

(2)売却方法

証券取引所への上場を行わない場合の売却方法としては、国の契約方式の原則である一般競争入札を行うことが考えられる。この方式による処分は、多数の入札参加者による多様な価格が反映されるものであることから、公正な価格及び方法による国有財産の処分という観点から優れた方法であり、日本アルコール産業株式会社の株式売却においても、一般競争入札により株式売却を行ったところである。

NACCSセンター株式会社については、公正・公平な売却方法であるという観点から、国の契約方式の原則どおり、一般競争入札により売却することが適当である。

(3) 売却数量

NACCSセンター株式会社については、NACCS法において、政府に総議決権の過半数に係る株式を保有することが義務付けられている。具体的な売却数量については、市場ニーズを踏まえる必要があるが、NACCSセンターの企業規模が小さいことから、政府保有義務分を除くNACCSセンター株式は、全てを一度に売却することが適当である。

4. 入札実施に当たっての留意事項

上記の入札による売却を実施するに当たっては、以下の諸点に留意することが必要である。

(1) 予定価格

イ 一般競争入札に当たっては、会計法令に基づき、適切に予定価格を設定する必要があり、その算定に際しては、株式の評価が必要となる。株式の評価については、一般的に用いられている方法として、類似会社比準方式、収益還元方式、配当還元方式及び純資産価額方式がある。

ロ 類似会社比準方式は、事業内容、業績、企業規模等を総合勘案の上、評価対象会社と類似する上場会社を選び、その市場価格をもとに、当該上場会社の1株当たりの利益や純資産額等を用いて評価する方法である。

NACCSは、我が国における輸出入に関連する手続を処理する唯一のシステムであり、NACCS法第9条第1項業務が、NACCS法の規定により、なるべく安い料金で行われるように努めなければならないこととされていることから、事業内容、業績、企業規模等全般にわたりNACCSセンターと類似する上場会社を選定することが困難であり、この方式でNACCSセンター株式の適正な評価を行うことには限界がある。

ハ 収益還元方式は、評価対象会社の会計上の純利益に基づいて評価する方法であり、また、配当還元方式は、評価対象会社の株主への直接的な現金支払いである配当金に基づいて評価する方法である。

これらの方式は、予想される利益や利益配当に基づいて評価するものであるが、NACCS法第9条第1項業務が、NACCS法の規定により、なるべく安い料金で行われるように努めなければならないこととされていることに鑑みれば、ふさわしい手法であるとはいえない。

ニ 純資産価額方式は、評価対象会社を帳簿価額に着目して評価する方法である。同方式は、帳簿価額を基礎とした計算であるため、恣意の入る余地が小さく客観的な評価であり、対象会社の事業形態や資産構成などの個別事情により、他の方式では評価が困難であって、会社の保有する財産価値をその取得価額をもとに評価することに合理性が認められる場合に使用されることがある。

NACCSセンターについては、その資産の多くが我が国における輸出入に関連する手続を処理する唯一のシステムに関するものであるため、その時価を算出するのが困難であって、そのシステムに投下した支出は将来的に収益として回収されるものであることから、帳簿価額による評価であっても合理性が認められる。

なお、純資産価額方式は、将来の成長性が評価に反映されないという短所があるが、NACCSセンターについては、成長が見込まれ難しく、この点を配慮する必要性は少ない。

ホ 以上の点を勘案すれば、NACCSセンター株式の評価において、純資産価額方式を基本とすることが望ましいといえるが、今後、株式売却に関する専門的な助言及び支援業務等を委託することとなる証券会社(証券アドバイザー)の知見も踏まえて決定することが適当である。

(2) 入札申込株式数

一般競争入札においては、その落札結果がNACCSセンター株式に対する市場の需給関係を適切に反映したものとなるよう、申込株式数の最低単位や最高数量の制限については、本来であれば設定しないことが望ましいとも考えられる。

しかしながら、申込株式数の最低単位を制限せずに入札を実施すれば、需給の状況により、円滑な入札執行に支障をきたすおそれもあることから、必要に応じて、最低単位の設定を検討するべきである。

また、NACCSセンターが我が国の重要かつ公的な性格を有するシステムを運営する会社であること及びその株式が国民共有の貴重な財産であることに鑑みれば、NACCSセンター株式を広く国民が所有できるようにすることも望ましいと考えられることから、必要に応じて、申込株式数の最高数量の制限の設定も検討するべきである。

(3) 入札の実施時期

売却時期の決定に際しては、売却までの間の諸事情を考慮し、必要に応じて、弾力的に対応すべきであるが、NACCSセンター株式が、NACCS法において「できる限り速やかに売却する」とこととされており、民営化を更に推進するため、早期に売却準備を進めることが望ましい。

(4) 注意喚起の明記

NACCSセンター株式の売却は、証券取引所への上場を行わず一般競争入札により売却することを前提に、取得者が第三者に売却する際には買い手が限られ、売却自体が困難となるリスクがあること等の注意喚起を、一般的な取引ルールに則って適切に行うことが必要である。

5. その他売却に当たっての留意事項

NACCSセンターにおいては、株式売却に当たり、投資家保護等の観点から、金融商品取引法に定められた事項はもとより、財務状況をはじめとしてリスクや経営計画に関する情報など、必要な情報の適切な開示を行うことが引き続き必要である。

一方、政府においては、NACCSセンター株式の売却により保有割合が減少することとなるが、更なる業務運営の効率化及び利用者利便の向上に向けた不断の努力をNACCSセンターに対して求めていくことが必要である。

当社株式の流動性及び譲渡制限について

当社株式は金融商品取引所に上場しておらず、将来上場させる計画も本書の提出日現在ありません。したがって、当社株式の現在及び将来の流動性は何ら保証されているものではなく、売却するには買い手が限られ、売却自体が困難となるリスクがあります。また、このように換金性が極めて乏しいことにより損失が生じるおそれがあります。さらに、当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。

(3) 当社の事業展開上のリスクについて

当社の在り方の見直しについて

当社の民営化の根拠となった「電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成20年5月30日法律第46号）」附則第24条において、政府は、当該法律の施行後10年以内に、当該法律の施行の状況等を勘案しつつ、当社の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものと定められています。当該検討の結果、当社の在り方について所要の見直しが行われることとなった場合には、政府による当社議決権の保有方針を初めとする、会社の基礎的事項や業務の範囲等について変更される可能性があり、当社の事業の内容、業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

NACCS法による制約について

NACCS法第9条第1項により、本来行うべき業務である、電子情報処理組織による輸出入等関連業務（本来業務）の処理の範囲等が定められており、当社は、当該本来業務については、あまねく全国において、適切、公平かつ安定的に、かつ、なるべく安い料金で行うように努めなければならないこととされています。

また、当社が新規事業等の会社の目的を達成するための業務（目的達成業務）を営むためには、財務大臣の認可が必要となります。

したがって、当社は、必ずしも利益及び株式価値の最大化に資すると考えられる内容の業務を遂行できるとは限らず、当社の業績及び財政状態、配当政策等に影響を及ぼす可能性があります。加えて、当社の経営、資金運用、役員人事等においても財務大臣の認可が必要な事項があり、事業活動上の制約を受ける可能性があります。ひいては当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、政府はNACCS法第7条に基づき、常時、当社の総株主の議決権の過半数を保有することとされており、当社の取締役選任等の決議事項について、自ら提案、決議することが可能であります。さらに、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣は、NACCS法第19条に基づき、当社を監督する権限等を有しております。

国内外の経済状況

当社の本来業務からの収入は、国際貿易に関わるお客様のNACCS利用件数にほぼ比例して増減します。このため、アジア地域を初めとした世界的な景気動向が、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

自然災害やシステム障害の発生

当社が運営・管理するNACCSは日本の輸出入に関するインフラシステムであり、自然災害、ハードウェア故障や設定ミス等によるシステム障害により、システム利用が停止した際には、日本の国際物流に大きな影響を及ぼすことが想定されます。

当社では、こうした事態に備えて、ハードウェア等の定期点検を実施するほか、バックアップセンターを設け、迅速な復旧を可能とする体制を整えるとともに、業務継続計画（BCP）を策定し必要に応じて見直しを

行い、大規模災害対策訓練を実施するなどの対応を行っております。しかしながら、当該対応を行っていても、万が一システム障害等により、当社が損害賠償請求等を受けた場合には、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

次期NACC Sの開発・円滑な導入

NACC Sは平成29年10月にシステム更改を予定しております。当社は当該システムが計画どおりに稼働できるよう、全社を挙げて更改に取り組んでおりますが、万が一システム更改に遅延が生じた場合、又は更改後のシステムに重大なエラーが発生する等の不測の事態が生じた場合には、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

新規事業の推進

当社は、中期経営計画（2015年度～2017年度）において、新規事業戦略を掲げており、これまで海外事業に関して、ベトナム・ミャンマーのシステム導入支援事業を行ってまいりましたが、海外での事業は、当該国の政治・経済情勢に起因した代金回収や事業遂行の遅延・不能が発生する可能性があります。また、当社は、情報提供サービス「iNACC S（仮称）」の提供等の新規事業を現在検討中ですが、将来的には実現しない可能性もあり、その場合は、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

事業の集中

当社は、現在、収益のほとんどをNACC Sの運用管理に係る利用料金から得ております。このため、自然災害・システム障害によってNACC Sが停止する等の理由により、利用料金が一時的に得られない状況が発生した場合、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

情報の漏洩等

当社は、NACC Sのお客さま情報並びに請求情報等のほか、輸出入に関わる情報を保有しております。当社では役員・社員等に対する研修等により情報管理の徹底に努め、システム上のセキュリティ対策等も行っておりますが、万が一これらの情報が漏洩し、当社の社会的信用低下、損害賠償責任等が発生した場合には、当社の業績及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権侵害による損害賠償請求発生リスク

NACC Sに関して有しているプログラム著作権については、ベンダー・当社において管理しておりますが、万が一当該著作権につき知的財産侵害とされた場合等は、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保

当社の従業員の過半数は、国からの出向者・NACC Sのお客さま企業からの出向者で構成されております。セキュリティ等を確保したシステムの安定運用及び新規事業の推進を図るため、当社では社内での人材育成・外部からの出向を含めた人材確保に努めておりますが、万が一、計画どおり人材育成・確保が進まなかった場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

相手方の名称	契約締結日	契約内容	契約期間
株式会社NTTデータ	平成18年9月7日	第5次輸出入・港湾関連情報処理システム（第5次NACCS）の構築、機器賃貸借、機器保守及び運用技術支援一式	平成18年9月7日から平成29年9月30日まで
株式会社NTTデータ	平成26年6月10日	第6次輸出入・港湾関連情報処理システム（第6次NACCS）の構築、機器賃貸借、機器保守及び運用技術支援一式	平成26年6月10日から平成37年9月30日まで
NTTコミュニケーションズ株式会社	平成19年10月1日	輸出入・港湾関連情報処理システム（NACCS）ネットワークの借入	平成19年10月1日から平成29年9月30日まで

6【研究開発活動】

該当事項はございません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項については、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 重要な会計方針」に記載しております。なお、この財務諸表の作成にあたっては、一部の箇所に過去の実績や状況等を基に、合理的と考えられる見積り及び判断を用いておりますが、実際の結果は見積りの不確実性によりこれらの見積りと異なる可能性があります。

(2) 財政状態の分析

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

資産の部

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末に比べ3,246百万円減少し、16,191百万円となりました。

流動資産は、主として現金及び預金の増加により、前事業年度に比べ542百万円の増加となりました。

固定資産は、主としてリース資産の減少により、前事業年度に比べ3,789百万円の減少となりました。

負債の部

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末に比べ3,324百万円減少し、11,022百万円となりました。

流動負債は、主として未払消費税等の増加により、前事業年度に比べ629百万円の増加となりました。

固定負債は、主としてリース債務及び長期前受収益の減少により、前事業年度に比べ3,954百万円の減少となりました。

純資産の部

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末に比べ77百万円増加し、5,168百万円となりました。

(3) 経営成績の分析

第7期事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

売上高

当事業年度の売上高は、前事業年度に比べ408百万円増加し、9,256百万円となりました。

これは主としてNACC S利用件数の増加等に伴うシステム使用料の増加によるものであります。

営業費用

当事業年度の営業費用は、前事業年度に比べ358百万円増加し、8,986百万円となりました。

これは主として売上原価を構成する減価償却費の増加によるものであります。

営業外損益

当事業年度の営業外収益は、前事業年度と同水準の8百万円となり、営業外費用は、前事業年度に比べ180百万円減少し、129百万円となりました。これは主としてリース債務残高の減少に伴う支払利息の減少によるものであります。

以上の結果、当事業年度の当期純利益は77百万円（前年同期は当期純損失24百万円）となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

第7期事業年度におけるキャッシュ・フローの状況については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

当社の経営成績に重要な影響を与える要因は、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載の内容となっております。当社は、これらの要因について、低減又は分散するよう取り組んでいきます。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針

当社では、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のリスク項目について常に注意を払っております。

また、当面の当社の課題としては、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載の事項に対応していくことで、安定的な経営の維持、企業価値向上に努める方針であります。

(7) 経営戦略の現状と見通し

当社は、1978年（昭和53年）から、官民の垣根を越えて、NACC Sの管理・運営等の業務をコア事業として展開しております。NACC Sは日本の輸出入に関するインフラシステムであり、システムの安定的運用とサービス向上が重要と考えており、また、現在、次期NACC S（第6次NACC S）の平成29年10月稼働を目的に関係省庁及び民間のお客様と協議しつつ、開発を進めており、次期NACC Sの導入により、損害保険業務と

N A C C S の連携等による民間業務の拡充やシステムの信頼性の向上が図られるほか、システムの機能向上等による利便性の向上が図られる予定です。

当社は、国際貿易と国際物流の発展、ひいては我が国の国際競争力強化に寄与するため、国内外において、新規事業に取り組むこととしております。海外事業としては、ミャンマーにおけるM A C C S の平成28年11月（予定）の稼働に向け、導入支援を行っております。国内事業としては、N A C C S で処理された情報を活用した情報提供等サービス（i N A C C S（仮称））について、早期提供開始を実現すべく、検討を進めております。

当社は、「24時間・365日のシステムの安定的運用」と「情報セキュリティの確保」に努めることはもとより、コア事業を着実に実施するとともに、新規事業を実施し、収益の拡大による持続的成長を実現し、企業価値の向上に努めてまいります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第7期事業年度（自平成26年4月1日至平成27年3月31日）

当社は、システムの安定的な運用及びサービスの向上を図るための投資を行っております。当事業年度に実施した設備投資の総額は476百万円ではありますが、主な内訳はNACC Sのハードウェア及びソフトウェアの追加であります。

なお、当事業年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

平成27年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額						従業員 数(人)
		建物 (百万円)	工具、器具及 び備品 (百万円)	リース資産 (有形) (百万円)	ソフトウェア (百万円)	リース資産 (無形) (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (神奈川県川崎市幸区)	本社事務所	8	23	-	25	-	57	78
システム部 (東京都港区)	第5次 NACC S設備	2	6	2,007	3,066	4,523	9,606	19

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

3. 本社及びシステム部については、事務所を賃借しており、年間賃借料は151百万円であります。

4. リースにより、NACC Sのハードウェア及びソフトウェアを使用しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の主な設備投資はNACC Sであり、システムライフを8年に設定し、定期的に更改が行われるよう計画を策定しております。

平成27年8月31日現在における重要な設備の新設、除却等の計画は以下のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

事業所名 (所在地)	設備の内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の 増加能力
		総額	既支払額		着手	完了	
システム部 (東京都港区)	第6次 NACC S設備	17,098	-	自己資金及 びリース	平成26年6月	平成29年9月	-

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 投資予定金額には、平成29年10月のシステム稼働以降に発生するリース料(7,534百万円)が含まれております。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】**1【株式等の状況】****(1)【株式の総数等】****【株式の総数】**

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	40,000
計	40,000

【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	10,000	非上場	(注)
計	10,000	-	-

(注) 当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。
また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。なお、単元株式数の定めはありません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
平成20年10月1日 (注)	10,000	10,000	1,000	1,000	-	-

(注) 会社設立

発行価格 510,200円

資本組入額 100,000円

(5) 【所有者別状況】

平成27年8月31日現在

区分	株式の状況							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	1	-	-	-	-	-	-	1	-
所有株式数(株)	10,000	-	-	-	-	-	-	10,000	-
所有株式数の割合(%)	100	-	-	-	-	-	-	100	-

(6) 【大株主の状況】

平成27年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
財務大臣	東京都千代田区霞が関三丁目1番1号	10,000	100
計	-	10,000	100

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成27年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,000	10,000	(注)
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	10,000	-	-
総株主の議決権	-	10,000	-

(注) 当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。

また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。なお、単元株式数の定めはありません。

【自己株式等】

平成27年8月31日現在

所有者の氏名又は 名称	所有者の住所	自己名義所有株 式数（株）	他人名義所有株 式数（株）	所有株式数の合 計（株）	発行済株式総数に対 する所有株式数の割 合（％）
-	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-

(8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、NACCSの安定運用の確保及びNACCSと親和性の高い新規事業を実施する安定財源として、当面は内部留保を優先することとしており、現時点で配当を実施していません。

ただし、当社は、公益性の高いNACCSの適切・公平・安定的な運用とともに、株主への利益還元を経営課題のひとつとして認識しており、今後の配当政策に関しては、各事業年度における利益水準等の業績と見通し、新規事業等に対する投資に係る資金需要及び財政状態等を総合的に勘案しながら、配当の実施を含め検討してまいります。

さらに、持続的な成長を実現し企業価値を高め、株主の負託により応えることができる体制を目指すことを基本方針としています。当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本とし、決定機関は株主総会であります。また、当社は「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

4【株価の推移】

当社株式は非上場であるため、該当事項はありません。

5【役員の状況】

男性8名 女性1名（役員のうち女性の比率11.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	-	宮坂 寿彦	昭和28年5月16日生	昭和51年4月 興亜火災海上保険株式会社 (現損保ジャパン日本興亜 株式会社)入社 平成13年4月 日本興亜損害保険株式会社 執行役員物流開発部長 平成20年6月 同社 常務執行役員 平成23年6月 同社 取締役常務執行役員 平成24年6月 同社 取締役専務執行役員 平成25年6月 当社代表取締役社長(現任)	(注3)	-
専務取締役	-	小西 昭	昭和32年4月3日生	昭和55年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成23年4月 名古屋税関長 平成24年1月 東海財務局長 平成24年7月 国土交通省大臣官房審議官 兼 内閣官房副長官補付内 閣官房内閣審議官 平成26年6月 当社専務取締役(現任)	(注3)	-
取締役	-	江上 正弘	昭和32年4月21日生	昭和55年4月 大蔵省(現財務省)入省 平成23年7月 東京税関成田税関支署長 平成24年7月 東京税関調査部長 平成25年7月 大阪税関総務部長 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注3)	-
取締役	-	田島 晴弥	昭和32年3月12日生	昭和55年4月 日本通運株式会社 入社 平成18年10月 同社 e-ロジスティクス 部専任部長 平成20年6月 同社 3PL部専任部長 平成22年4月 同社 グローバルロジス ティクスソリューション部 専任部長 平成26年6月 当社取締役(現任)	(注3)	-
取締役	-	鈴木 宏	昭和16年9月10日生	昭和39年4月 株式会社二葉回漕店(現株 式会社二葉) 入社 昭和42年11月 同社 取締役 平成7年1月 株式会社二葉 代表取締役 社長 平成20年10月 当社 経営諮問委員 平成24年6月 株式会社二葉 代表取締役 会長(現任) 平成27年6月 当社取締役(現任)	(注4)	-
取締役	-	柴田 優子	昭和21年6月22日生	昭和44年4月 日本放送協会 入局 昭和53年5月 同局 退職 昭和60年3月 財団法人NHKインター ナショナル 平成23年4月 東洋英和女学院大学 国際 社会学部講師 平成27年6月 当社取締役(現任)	(注4)	-
監査役 (常勤)	-	佐藤 靖	昭和31年11月26日生	昭和55年4月 大東京海上火災保険株式会 社入社(現あいおいニッセ イ同和損害保険株式会社) 平成22年10月 あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社東海業務部長 平成24年4月 同社理事 近畿・北陸業務 部長 平成26年4月 同社 人事部担当部長 平成26年6月 当社監査役(現任)	(注5)	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	-	間宮 順	昭和35年11月1日生	昭和63年3月 司法修習終了(40期) 弁護士登録 平成16年6月 渥美総合法律事務所・外国 法共同事業 パートナー弁 護士 平成20年9月 間宮総合法律事務所 開設 代表弁護士 平成20年10月 当社監査役(現任) 平成26年7月 スクワイヤ外国法共同事業 法律事務所 弁護士(現任)	(注6)	-
監査役	-	内藤 知	昭和30年8月31日生	昭和55年4月 日本生命保険相互会社 入 社 平成20年3月 同社 執行役員 契約管理 部長 平成22年6月 日本レコード・キーピン グ・ネットワーク株式会社 代表取締役社長 平成25年6月 当社監査役(現任) 平成27年4月 ニッセイ信用保証株式会社 取締役副社長(現任)	(注7)	-
計						-

- (注) 1. 取締役鈴木宏、柴田優子は社外取締役であります。
2. 監査役佐藤靖、間宮順、内藤知は社外監査役であります。
3. 平成26年6月20日から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 増員のために選任された取締役又は任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役であり、その任期は、他の取締役の任期の満了すべき平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 平成26年6月20日から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6. 平成24年6月22日から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7. 平成25年6月21日から平成28年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8. 当社は、取締役社長の指定する業務を執行する執行役員を置いております。執行役員は以下のとおりであります。

執行役員 内部監査特命担当 堀江良一

6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、実効性に優れたコーポレートガバナンス体制の維持・強化が重要であると認識しており、経営の健全性、透明性、効率性の確保に努めてまいります。

企業統治の体制

当社は監査役会を設置しており、取締役会と監査役会により業務遂行の監視及び監督を行っております。経営上の重要な事項について、取締役会が意思決定を行うとともに、業務執行の意思決定を経営会議で行っております。取締役による的確な意思決定と迅速な業務執行を行う一方、適正な監視及び監督を可能とする経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実を図れるよう、その実効性を高める体制としております。

イ．企業統治の体制の概要

当社は取締役会設置会社であり、取締役は6名（うち2名が社外取締役）であります。取締役会は、原則として毎月1回開催しており、株主総会、決算、役員、株式、その他経営上重要な事項について決議をしております。なお、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

当社は監査役会設置会社であり、監査役3名全員が社外監査役であります。監査役会は、原則として毎月1回開催しており、必要に応じて随時監査役会を開催しております。

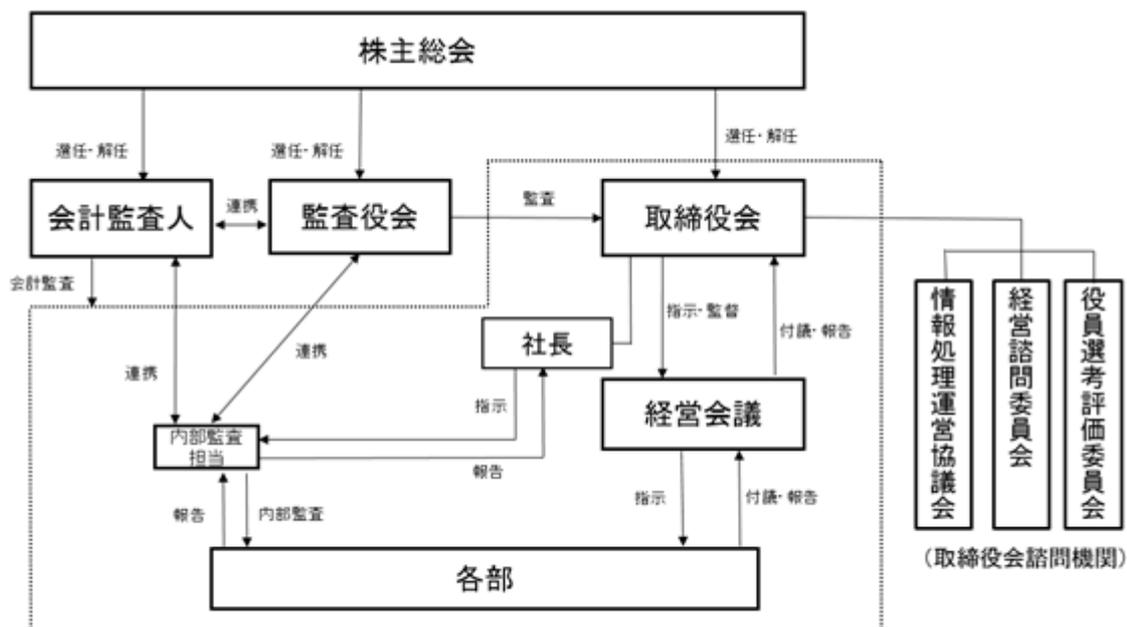
その他会社法上の機関としては、株主総会、取締役会、取締役及び会計監査人を設置するとともに、取締役及び執行役員で構成される経営会議を設置し、取締役会に付議する事項や経営に関する事項について、原則週1回討議し、迅速な意思決定とともに、執行状況を確認しております。

また、当社では取締役会の諮問機関として、電子情報処理組織による輸出入等関連業務に関して専門的知識を有する者及び学識経験者で構成する経営諮問委員会を設置（原則年2回開催）し、経営の透明性を図るとともに、コア事業であるNACC Sの運営に関しては、国際物流に関わる各業界の代表者から構成される情報処理運営協議会（年1回開催）を通じて経営の透明性を確保し、ガバナンスの強化を図っております。

なお、当社の取締役及び監査役の候補者選定に当たっては、当社の業務に関して専門的知識を有する者及び学識経験者で構成される役員選考評価委員会にて、候補者の能力及び適正について評価を行っております。

当社の企業統治体制図は以下のとおりであります。

<図>



ロ．その他の企業統治に関する事項

(イ) 内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法第362条第4項第6号にいう体制の整備について以下の基本方針を取締役会にて決議しており、その内容は次のとおりであります。

イ) 取締役及び社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 取締役及び社員は、職務の執行に当たり法令、定款及び社内規程を遵守する。
- (b) 取締役及び社員は、遵守すべき法令、定款及び社内規程の具体的な事項についての理解を深め、コンプライアンスを徹底するため、定期的な研修の実施等により意識の向上を図る。
- (c) 計算書類等が法令に適合し適正に作成されることを確保するための体制整備等を推進する。
- (d) 原則月1回開催される取締役会及び、原則毎週1回開催される経営会議等を通じて取締役相互の意思疎通と相互の監督を図り職務執行の適法性を確保するよう努める。
- (e) 会社は、倫理規程において倫理行動規準を定めるとともに、公益通報規程を定めて、引き続きコンプライアンス違反の未然防止に努めるとともに、コンプライアンスに違反し、又は違反するおそれのある行為に対して適切に対処する。
- (f) 入札及び契約に関しては、法令を遵守して行われるよう引続き適正化を推進する。

ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、文書管理に関する社内規程等に基づき適切に保存し、及び管理する。また、取締役及び監査役が、常時これらの記録を閲覧できるようにする。

ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 経営全般に係るリスクを認識・把握・管理するためリスク管理に関する社内規程を定めリスクに対して適切に対処する。
- (b) 経営に与える影響の大きいリスクのマネジメントについては、最重要な経営課題として、取締役社長指示のもと、役員及び社員が迅速かつ適切に対応する。
- (c) システム障害、大規模災害に係るリスクについては、それぞれのリスク管理のため、システム障害発生時マニュアル及び業務継続計画（BCP）を作成し、周知するとともに、事故・災害等を想定した訓練の実施等必要な措置を講じる。
- (d) 個人情報を含め会社の保有する情報を様々な脅威から保護するために情報セキュリティの確保に関する規程を定めるとともに、セキュリティ監査及び点検の実施により引き続き情報セキュリティの確保を図る。

ニ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 事業運営については、取締役会において中長期的な経営方針及び事業計画を策定し、その実績管理を行うことにより、職務執行の効率的な実施を図る。
- (b) 各取締役の担当職務を定めるとともに、組織規程及び職務権限規程を定め、効率的な職務執行を確保する。

ホ) 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項並びにその社員の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の補助社員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (a) 会社は、監査役より求めがあるときは監査役と協議のうえ、必要な期間監査役を補助する社員を置く。
- (b) 当該社員の取締役からの独立性を確保するため、当該社員の任命等については、監査役と事前に協議する。
- (c) 監査役からの指示により、補助社員が行う調査・情報収集及び必要な会議出席（代理出席を含む）について、会社はその実効性を担保できる体制を確保する。

ヘ) 取締役及び社員が監査役に報告するための体制

- (a) 監査役が取締役会及び経営会議等社内の重要な会議に出席し、取締役及び社員の職務執行状況について、詳細に把握できる体制を確保する。
- (b) 取締役及び社員は、監査役の要請に基づき、監査役に対して必要な報告を行うとともに、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実、経営に関する重要な事項について気付いた場合には、監査役に対して速やかに当該事実・事項を報告する。
- (c) 会社は、上記(2)の報告について、報告者が当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行わない。

ト) 監査役による監査費用の前払い又は償還の手続きその他の費用等の処理に関する事項

会社は、監査役が会社に対して監査等に要した費用について前払い又は償還の請求を行ったときには、それが職務執行上不必要であることが証明されない限り請求に応じる。

チ) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

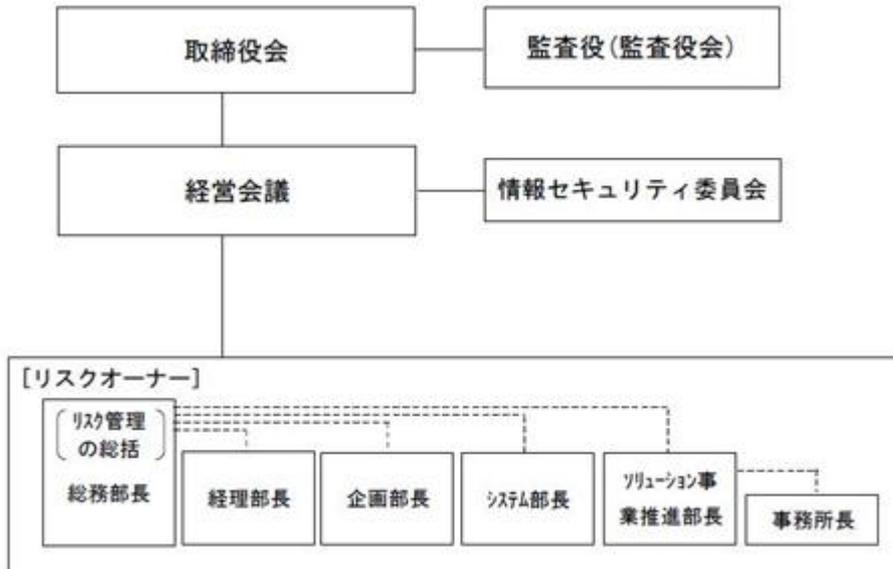
監査役監査の実効性を確保するため監査役と取締役との間で定期的に意見交換を行い、また、内部監査担当者及び会計監査人が行う監査について、それぞれの立場で監査役と定期的に意見交換できる体制を整える。

(ロ) リスク管理体制の整備の状況

総合物流情報プラットフォームであるNACCSという重要な社会インフラを運営・管理しており、高度なリスクマネジメントが要請されるとの認識のもと、リスク管理規程に基づき、リスクを以下のとおり分類しています。

- イ) 法令等の遵守に関するもの
- ロ) N A C C S等システムに関するもの
- ハ) 業務運営に関するもの
- ニ) 情報セキュリティに関するもの
- ホ) 災害及び事故等に関するもの
- ヘ) 経営に関するもの
- ト) その他会社の業務遂行に関するもの

これらリスクに関して、下図のリスク管理体制をとり、事象、概要、要因及びその評価を内容として管理を行っており、また、原則として、年に1度見直しを行うものとしております。



ハ．責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を、同法第425条第1項に定める最低責任限度額に限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。現在は、当社の業務執行取締役等ではない社外取締役2名及び監査役3名との間で本責任限定契約を締結しております。なお、本契約により責任が制限される場合は、業務執行取締役等ではない取締役及び監査役が、その原因となった職務の執行につき、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

内部監査及び監査役監査の状況

イ．内部監査

内部監査については、代表取締役社長から直接命を受けた執行役員1名が担当し、内部監査規程に基づき年度初めに、業務に関する監査・会計経理に関する監査からなる「内部監査計画」を作成、取締役会の承認を受け実施しております。内部監査の実施にあたっては、監査の独立性を損なわないよう配慮したうえ、当該執行役員が監査役と密に連絡をとり、監査の品質を維持すべく実施しております。当該監査結果については、監査役も出席する取締役会において報告が行われ、また、会計監査人にも、業務に関する監査及び会計経理に関する監査すべての内部監査計画・監査結果について閲覧に供するなど、内部監査に関する情報について連携を図っております。

ロ．監査役監査

監査役監査については、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき、監査の方針、監査計画、監査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項について監査役会（原則月1回、必要な都度臨時開催）において定められ実施されております。また、取締役会・経営会議への出席に加えて、代表取締役社長と定期的に会合をもち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、併せて必要と判断される要請を行い、監査を実施しております。監査役監査の実施に当たっては、補助社員1名程度を選任し、監査の実効性を担保する体制をとっております。なお、会計監査人に対しては、会計監査計画策定時、期中監査時、期末・決算監査時に報告を受け、意見交換を行い、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性について監査意見を形成すること等を通じて連携しております。

内部監査及び監査役監査については、前記イ、ロのとおり、会計監査人とも情報を共有しており、いわゆる三様監査が実効的なものとなるよう努めております。

会計監査の状況

当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会社法監査及び金融商品取引法監査を受けております。

当社の会計監査業務を遂行した公認会計士の氏名等は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員 井上 東
指定有限責任社員 業務執行社員 落谷 竹生

監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 2名
その他 6名

なお、継続監査年数については全員7年以内であるため、記載を省略しております。

社外取締役及び社外監査役

社外取締役は2名、社外監査役は3名であります。いずれも当社との人的関係、資本的関係その他の利害関係はありません。なお、当社では、取締役及び監査役の候補者の選考を行うに当たって公平性及び透明性の確保を図り、必要となる能力及び適性の評価を行うため、当社の業務に関して専門知識を有する者及び学識経験者で構成する役員選考評価委員会を定款に基づいて設置しております。

役員報酬等

イ．提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	63	63	-	-	-	4
監査役 (社外監査役 を除く)	-	-	-	-	-	0
社外監査役	16	16	-	-	-	3

(注) 事業年度末現在の人数は、取締役4名、監査役3名(うち、社外監査役3名)であります。

ロ．提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ．使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

二．役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社は、平成20年9月22日開催の創立総会決議により、取締役及び監査役それぞれの報酬等の限度額を決定しております。各取締役の報酬額は、取締役会の決議により代表取締役に一任されており、各監査役の報酬額は、監査役の協議により決定しております。

取締役の定数

当社の取締役の定数は6名以内とする旨定款に定めております。

中間配当

当社は、会社法第454条第5項に基づき、取締役会の決議によって毎年9月末日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
5	-	8	-

【その他重要な報酬の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(最近事業年度の前事業年度)

該当事項はありません。

(最近事業年度)

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社では、監査公認会計士等の監査計画・監査内容・監査に要する時間等を十分に考慮し、監査役会の同意を得て決定しております。

第5【経理の状況】

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）及び当事業年度（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応できる体制を整備するため、監査法人及び専門的知識、情報を有する団体等が行う研修会、説明会へ参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	970	2,622
売掛金	1,084	920
有価証券	1,499	700
仕掛品	10	-
貯蔵品	1	0
前払費用	23	24
繰延税金資産	29	29
その他	137	3
流動資産合計	3,757	4,299
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	117	114
工具、器具及び備品（純額）	154	142
リース資産（純額）	12,827	12,007
有形固定資産合計	2,900	2,064
無形固定資産		
商標権	1	1
ソフトウェア	3,978	3,093
リース資産	6,728	4,523
ソフトウェア仮勘定	-	130
その他	0	0
無形固定資産合計	10,708	7,749
投資その他の資産		
投資有価証券	1,999	1,999
破産更生債権等	0	0
繰延税金資産	0	5
その他	72	72
貸倒引当金	0	0
投資その他の資産合計	2,072	2,077
固定資産合計	15,681	11,891
資産合計	19,438	16,191

（単位：百万円）

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	777	871
リース債務	3,226	3,247
未払金	4	20
未払費用	11	11
未払法人税等	103	72
前受金	-	36
預り金	3	3
前受収益	837	912
賞与引当金	64	68
その他	0	414
流動負債合計	5,028	5,658
固定負債		
リース債務	7,078	3,846
退職給付引当金	133	141
役員退職慰労引当金	12	4
長期前受収益	2,093	1,371
固定負債合計	9,318	5,364
負債合計	14,347	11,022
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金		
資本準備金	4,102	4,102
資本剰余金合計	4,102	4,102
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	10	66
利益剰余金合計	10	66
株主資本合計	5,091	5,168
純資産合計	5,091	5,168
負債純資産合計	19,438	16,191

【損益計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	8,847	9,256
売上原価	8,188	8,555
売上総利益	659	701
一般管理費	1,439	1,431
営業利益	219	269
営業外収益		
受取利息	-	0
有価証券利息	5	4
還付加算金	1	1
受取家賃	1	1
その他	0	1
営業外収益合計	8	8
営業外費用		
支払利息	148	129
貸倒引当金繰入額	0	0
その他	0	0
営業外費用合計	148	129
経常利益	79	148
特別損失		
固定資産除却損	20	20
特別損失合計	0	0
税引前当期純利益	79	148
法人税、住民税及び事業税	46	76
過年度法人税等	49	-
法人税等調整額	7	5
法人税等合計	103	70
当期純利益又は当期純損失（ ）	24	77

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)		当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
労務費		703	8.6	643	7.5
経費					
外注費		2,194		1,948	
減価償却費		3,605		4,265	
その他		1,684		1,697	
経費計		7,484	91.4	7,911	92.5
売上原価合計		8,188	100.0	8,555	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	4,102	4,102	13	13	5,115	5,115
当期変動額							
当期純損失（ ）				24	24	24	24
当期変動額合計	-	-	-	24	24	24	24
当期末残高	1,000	4,102	4,102	10	10	5,091	5,091

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	4,102	4,102	10	10	5,091	5,091
当期変動額							
当期純利益				77	77	77	77
当期変動額合計	-	-	-	77	77	77	77
当期末残高	1,000	4,102	4,102	66	66	5,168	5,168

【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	79	148
減価償却費	3,614	4,271
貸倒引当金の増減額（は減少）	0	0
受取利息	5	4
支払利息	148	129
売上債権の増減額（は増加）	105	164
たな卸資産の増減額（は増加）	11	11
未収消費税等の増減額（は増加）	113	134
未払消費税等の増減額（は減少）	-	414
その他の資産の増減額（は増加）	117	1
仕入債務の増減額（は減少）	30	9
前受金の増減額（は減少）	9	36
前受収益の増減額（は減少）	2,340	646
賞与引当金の増減額（は減少）	1	3
退職給付引当金の増減額（は減少）	14	7
役員退職慰労引当金の増減額（は減少）	0	8
その他の負債の増減額（は減少）	6	16
その他	0	0
小計	6,308	4,669
利息の受取額	5	4
利息の支払額	147	133
法人税等の支払額	2	113
法人税等の還付額	43	5
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,206	4,433
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	17	4
無形固定資産の取得による支出	3,222	348
その他の支出	0	0
その他の収入	0	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	3,239	353
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	2,869	3,228
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,869	3,228
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	97	851
現金及び現金同等物の期首残高	2,372	2,470
現金及び現金同等物の期末残高	1 2,470	1 3,322

【注記事項】

（重要な会計方針）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

（1）仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

（2）貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 2～15年

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（4～8年）に基づいております。

（3）リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職手当支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5．収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるコンサルティング売上については、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

6．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（4～8年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職手当支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるコンサルティング売上については、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	2,370 百万円	3,224 百万円

(損益計算書関係)

1 一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
役員報酬	76 百万円	76 百万円
給与	132	132
賞与引当金繰入額	13	14
退職給付費用	3	3
役員退職慰労引当金繰入額	5	3
地代家賃	52	51
減価償却費	9	5

2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
電話加入権	0 百万円	- 百万円
リース資産	-	0
計	0	0

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000
自己株式				
普通株式	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

(キャッシュ・フロー計算書関係)

- 1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	970 百万円	2,622 百万円
有価証券勘定に含まれる譲渡性預金等	1,499	700
現金及び現金同等物	2,470	3,322

2 重要な非資金取引の内容

ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
ファイナンス・リース取引に係る資産及び債務の額	2,420 百万円	17 百万円

（リース取引関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．ファイナンス・リース取引

（1） 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主としてホストコンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（2） 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．ファイナンス・リース取引

（1） 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主としてホストコンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（2） 所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、自己資金で賄っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利での契約であるため、金利の変動リスクはありません。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、経理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（価格の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支見込みを作成して管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	970	970	-
(2) 売掛金	1,084	1,084	-
(3) 有価証券	1,499	1,499	-
(4) 投資有価証券	1,999	2,005	6
資産計	5,554	5,560	6
(1) 買掛金	777	777	-
(2) リース債務（1年内返済 予定を含む）	10,304	10,414	109
負債計	11,081	11,191	109

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務（1年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	970	-	-	-
売掛金	1,084	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	1,499	1,999	-	-
合計	3,555	1,999	-	-

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	3,226	3,241	2,733	1,103	-	-
合計	3,226	3,241	2,733	1,103	-	-

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利での契約であるため、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、経理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（価格の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的の時価を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支見込みを作成して管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	2,622	2,622	-
(2) 売掛金	920	920	-
(3) 有価証券	700	700	-
(4) 投資有価証券	1,999	2,006	7
資産計	6,242	6,249	7
(1) 買掛金	871	871	-
(2) リース債務(1年内返済 予定を含む)	7,093	7,147	53
負債計	7,964	8,018	53

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務（1年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,622	-	-	-
売掛金	920	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) 国債・地方債等	-	1,999	-	-
(2) 譲渡性預金	700	-	-	-
合計	4,242	1,999	-	-

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	3,247	2,739	1,106	-	-	-
合計	3,247	2,739	1,106	-	-	-

(有価証券関係)

前事業年度（平成26年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	3,499	3,505	6
	小計	3,499	3,505	6
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		3,499	3,505	6

当事業年度（平成27年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	1,999	2,006	7
	小計	1,999	2,006	7
時価が貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	-	-	-
	(2) 譲渡性預金	700	700	-
	小計	700	700	-
合計		2,699	2,706	7

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	119百万円
退職給付費用	19 "
退職給付の支払額	4 "
退職給付引当金の期末残高	133 "

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	133百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	133 "
退職給付引当金	133 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	133 "

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 19百万円

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1．採用している退職給付制度の概要

当社は、職員の退職給付に充てるため、非積立型の確定給付制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2．確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	133百万円
退職給付費用	21 "
退職給付の支払額	14 "
退職給付引当金の期末残高	141 "

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の退職給付債務	141百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141 "
退職給付引当金	141 "
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	141 "

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 21百万円

（税効果会計関係）

前事業年度（平成26年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	5百万円
賞与引当金	23
減価償却超過額	20
退職給付引当金	26
役員退職慰労引当金	4
その他	1
繰延税金資産小計	80
評価性引当額	51
繰延税金資産合計	29

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)
法定実効税率	37.95%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.92
住民税均等割	12.02
評価性引当額	11.87
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.49
過年度法人税等	62.36
その他	2.73
税効果会計適用後の法人税等の負担率	130.34

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の37.95%から35.58%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度（平成27年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	6百万円
賞与引当金	22
減価償却超過額	64
退職給付引当金	28
役員退職慰労引当金	1
その他	1
繰延税金資産小計	124
評価性引当額	88
繰延税金資産合計	35

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	35.58%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.80
住民税均等割	6.46
評価性引当額	3.79
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.85
その他	0.84
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.64

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.58%から、平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、33.00%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.24%となります。この税率変更による影響は軽微であります。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京税関	4,379	(注)

(注) 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京税関	4,671	(注)

(注) 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100	当社システム 利用契約 の締結	使用料 の受入	4,598	売掛金	493

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

使用料の受入については、システム開発費及びプログラム変更費等を勘案し、両者協議の上決定しております。

当事業年度（自 平成26年 4月 1日 至 平成27年 3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100	当社システム 利用契約 の締結	使用料 の受入	5,045	売掛金	358

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

使用料の受入については、システム開発費及びプログラム変更費等を勘案し、両者協議の上決定しております。

（ 1株当たり情報）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
1株当たり純資産額	509,101.63円
1株当たり当期純損失金額()	2,418.26円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
当期純損失金額()(百万円)	24
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純損失金額()(百万円)	24
期中平均株式数(株)	10,000

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
1株当たり純資産額	516,869.32円
1株当たり当期純利益金額	7,767.69円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
当期純利益金額(百万円)	77
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	77
期中平均株式数(株)	10,000

（重要な後発事象）

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

平成27年7月15日開催の取締役会において、平成27年8月7日に開催の臨時株主総会に資本準備金の減少について付議することを決議し、同臨時株主総会において承認可決されました。

1．資本準備金減少の目的

譲渡制限株式について、譲渡の承認申請があり不承認とした際には、当社が当該株式を買い取るか、第三者を買い取者として指定する必要があるが、第三者を指定することが困難な場合に備え、当社が当該株式を買い取ることが可能となるよう財源を確保する必要があります。

この財源を確保するため、資本準備金をその他資本剰余金に振り替えることで対応が可能であることから、変更を行うものです。

2．資本準備金の減少の要領

資本準備金4,102百万円を2,600百万円減少して1,502百万円とし、2,600百万円をその他資本剰余金とする。

3．日程

取締役会決議日 平成27年7月15日

債権者異議申述最終期日 平成27年9月29日

臨時株主総会決議日 平成27年8月7日

効力発生日 平成27年9月30日

【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

有価証券	満期保有目的 の債券	銘柄	券面総額（百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）
		譲渡性預金	700	700
		小計	700	700
投資有価証券	満期保有目的 の債券	第105回利付国債	2,000	1,999
		小計	2,000	1,999
計			2,700	2,699

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （百万円）	当期増加額 （百万円）	当期減少額 （百万円）	当期末残高 （百万円）	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 （百万円）	当期償却額 （百万円）	差引当期末残高 （百万円）
有形固定資産							
建物	36	-	-	36	21	3	14
工具、器具及び備品	159	6	-	166	123	18	42
リース資産	5,075	11	0	5,087	3,079	831	2,007
有形固定資産計	5,270	18	0	5,289	3,224	854	2,064
無形固定資産							
商標権	1	-	-	1	0	0	1
ソフトウェア	5,720	321	-	6,042	2,948	1,206	3,093
リース資産	15,685	6	-	15,692	11,168	2,211	4,523
ソフトウェア仮勘定	-	130	-	130	-	-	130
その他	0	-	-	0	-	-	0
無形固定資産計	21,408	458	-	21,866	14,117	3,417	7,749

（注）当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	NACCSハードウェア	4百万円
リース資産（有形）	NACCSハードウェア	11百万円
ソフトウェア	NACCSソフトウェア	305百万円
リース資産（無形）	NACCSソフトウェア	6百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	3,226	3,247	1.507	-
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	7,078	3,846	1.579	-
合計	10,304	7,093	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末リース債務残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	2,739	1,106	-	-

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金(注) 1	0	0	0	0	0
賞与引当金	64	68	64	-	68
役員退職慰労引当金(注) 2	12	3	5	5	4

(注) 1. 貸倒引当金の当期減少額（その他）は、洗替えによる戻入額であります。

2. 役員退職慰労引当金の当期減少額（その他）は、不要になった引当額の取崩によるものであります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

【流動資産】

イ．現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	-
預金	
普通預金	1,222
定期預金	1,400
小計	2,622
合計	2,622

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額（百万円）
東京税関	358
経済産業省	43
日本通運株式会社	37
株式会社近鉄エクスプレス	14
全日本空輸株式会社	14
その他	452
合計	920

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 （百万円）	当期発生高 （百万円）	当期回収高 （百万円）	当期末残高 （百万円）	回収率（％）	滞留期間（日）
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
1,084	9,021	9,185	920	90.9	40.6

（注） 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．貯蔵品

区分	金額（百万円）
貯蔵品	
プリペイドカード	0
その他	0
合計	0

【流動負債】

イ．買掛金

相手先	金額（百万円）
株式会社NTTデータ	542
株式会社三菱総合研究所	130
NTTコミュニケーションズ株式会社	116
ARINC INCORPORATED	32
株式会社日立システムズ	14
その他	35
合計	871

ロ．リース債務

期日	金額（百万円）
1年以内	3,247

ハ．前受収益

内容	金額（百万円）
システム使用料に係る前受収益	863
医薬品等輸出入業務に係る前受収益	48
合計	912

【固定負債】

イ．リース債務

内容	金額（百万円）
1年超2年以内	2,739
2年超3年以内	1,106
合計	3,846

ロ．長期前受収益

内容	金額（百万円）
システム使用料に係る前受収益	1,298
医薬品等輸出入業務に係る前受収益	73
合計	1,371

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	-
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	-
株式の名義書換え	
取扱場所	神奈川県川崎市幸区堀川町580番地 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
株主名簿管理人	-
取次所	-
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	-
単元未満株式の買取り	
取扱場所	-
株主名簿管理人	-
取次所	-
買取手数料	-
公告掲載方法	当社の公告方法は電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行います。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://www.nacccs.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社株式はすべて譲渡制限株式であり、当該株式を譲渡により取得する場合、当社取締役会の承認を要します。また、当社は、定款の定めに基づき、相続その他の一般承継により当該株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することがあります。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【最近の財務諸表】

財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

1【貸借対照表】

（単位：百万円）

	第3期 (平成23年3月31日)	第4期 (平成24年3月31日)	第5期 (平成25年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	1,809	1,146	272
売掛金	1,030	995	1,190
有価証券	3,299	3,299	2,099
貯蔵品	0	0	0
前払費用	20	22	24
繰延税金資産	34	31	24
その他	1	0	66
流動資産合計	6,196	5,496	3,678
固定資産			
有形固定資産			
建物（純額）	1 25	1 22	1 21
工具、器具及び備品（純額）	1 123	1 83	1 79
リース資産（純額）	1 2,435	1 1,874	1 2,635
有形固定資産合計	2,584	1,980	2,736
無形固定資産			
ソフトウェア	720	1,486	1,526
リース資産	10,985	9,072	7,266
その他	0	0	1
無形固定資産合計	11,706	10,559	8,793
投資その他の資産			
投資有価証券	-	-	1,999
破産更生債権等	0	0	0
繰延税金資産	3	65	13
その他	71	71	72
貸倒引当金	0	0	0
投資その他の資産合計	74	137	2,084
固定資産合計	14,364	12,678	13,615
資産合計	20,561	18,174	17,293

（単位：百万円）

	第3期 (平成23年3月31日)	第4期 (平成24年3月31日)	第5期 (平成25年3月31日)
負債の部			
流動負債			
買掛金	682	758	684
リース債務	2,582	2,519	2,660
未払金	3	6	4
未払費用	9	13	14
未払法人税等	91	69	8
前受金	159	294	9
預り金	2	6	6
前受収益	-	-	131
賞与引当金	59	63	62
その他	168	14	-
流動負債合計	3,760	3,747	3,582
固定負債			
リース債務	11,728	9,227	8,005
退職給付引当金	100	107	119
役員退職慰労引当金	14	16	12
長期前受収益	-	-	458
固定負債合計	11,844	9,351	8,595
負債合計	15,604	13,099	12,178
純資産の部			
株主資本			
資本金	1,000	1,000	1,000
資本剰余金			
資本準備金	4,102	4,102	4,102
資本剰余金合計	4,102	4,102	4,102
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	145	26	13
利益剰余金合計	145	26	13
株主資本合計	4,956	5,075	5,115
純資産合計	4,956	5,075	5,115
負債純資産合計	20,561	18,174	17,293

2【損益計算書】

（単位：百万円）

	第3期 （自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）	第4期 （自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）	第5期 （自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
売上高	7,657	7,480	7,638
売上原価	6,712	6,735	6,927
売上総利益	945	744	711
一般管理費	1,441	1,429	1,431
営業利益	503	315	279
営業外収益			
有価証券利息	3	3	5
リース解約益	-	1	-
受取家賃	0	0	1
その他	1	0	0
営業外収益合計	5	6	7
営業外費用			
支払利息	187	161	146
貸倒引当金繰入額	0	0	0
その他	0	0	0
営業外費用合計	187	162	146
経常利益	321	160	140
特別利益			
システム障害賠償金等	10	-	-
その他	0	-	-
特別利益合計	10	-	-
特別損失			
固定資産売却損	21	-	-
固定資産除却損	36	-	330
システム障害損	8	-	-
特別損失合計	16	-	30
税引前当期純利益	314	160	109
法人税、住民税及び事業税	81	101	9
法人税等調整額	59	60	60
法人税等合計	141	41	69
当期純利益	173	118	39

3【株主資本等変動計算書】

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	4,102	4,102	319	319	4,782	4,782
当期変動額							
当期純利益				173	173	173	173
当期変動額合計	-	-	-	173	173	173	173
当期末残高	1,000	4,102	4,102	145	145	4,956	4,956

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	4,102	4,102	145	145	4,956	4,956
当期変動額							
当期純利益				118	118	118	118
当期変動額合計	-	-	-	118	118	118	118
当期末残高	1,000	4,102	4,102	26	26	5,075	5,075

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,000	4,102	4,102	26	26	5,075	5,075
当期変動額							
当期純利益				39	39	39	39
当期変動額合計	-	-	-	39	39	39	39
当期末残高	1,000	4,102	4,102	13	13	5,115	5,115

【注記事項】

（重要な会計方針）

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2．たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 2～15年

工具、器具及び備品 2～12年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（2～8年）に基づいております。

(3)リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4)役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職手当支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 3～12年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～8年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職手当支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（追加情報）

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

第5期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～15年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（4～8年）に基づいております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職手当支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

完成工事高の計上は当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるコンサルティング売上については、工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）を適用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

- 1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	第3期 (平成23年3月31日)	第4期 (平成24年3月31日)	第5期 (平成25年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	1,482百万円	2,113百万円	1,879百万円

(損益計算書関係)

- 1 一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	第3期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第4期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第5期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
役員報酬	76百万円	76百万円	76百万円
給与	132	126	129
賞与引当金繰入額	12	13	13
退職給付費用	2	2	2
役員退職慰労引当金 繰入額	5	5	5
地代家賃	51	51	51
減価償却費	12	12	12

- 2 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	第3期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第4期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第5期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
工具、器具及び備品	1百万円	-百万円	-百万円

- 3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	第3期 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	第4期 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	第5期 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
工具、器具及び備品	0百万円	-百万円	30百万円
ソフトウェア	6	-	-
計	6	-	30

(株主資本等変動計算書関係)

第3期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000

第4期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000

第5期(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,000	-	-	10,000
合計	10,000	-	-	10,000

（リース取引関係）

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1．ファイナンス・リース取引

（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主としてホストコンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（2）所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1．ファイナンス・リース取引

（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主としてホストコンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（2）所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2．オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1．ファイナンス・リース取引

（1）所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主としてホストコンピュータ及びその周辺機器であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（2）所有権移転ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

無形固定資産

ソフトウェアであります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3．固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

該当事項はありません。

（金融商品関係）

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、自己資金で賄っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利での契約であるため、金利の変動リスクはありません。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、経理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（価格の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に時価を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支見込みを作成して管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,809	1,809	-
(2) 売掛金	1,030	1,030	-
(3) 有価証券	3,299	3,299	-
資産計	6,139	6,139	-
(1) 買掛金	682	682	-
(2) リース債務（1年内返済予定を含む）	14,311	14,491	179
負債計	14,993	15,173	179

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務（1年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,809	-	-	-
売掛金	947	83	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	3,229	-	-	-
合計	6,056	83	-	-

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	2,582	2,507	2,339	2,272	2,268	2,341

第4期（自平成23年4月1日至平成24年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利での契約であるため、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、経理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（価格の変動リスク）の管理

有価証券については、定期的に時価を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支見込みを作成して管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	1,146	1,146	-
(2) 売掛金	995	995	-
(3) 有価証券	3,299	3,299	-
資産計	5,441	5,441	-
(1) 買掛金	758	758	-
(2) リース債務（1年内返済予定を含む）	11,747	11,886	138
負債計	12,506	12,645	138

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務（1年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	1,146	-	-	-
売掛金	943	51	-	-
有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	3,299	-	-	-
合計	5,389	51	-	-

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	2,519	2,345	2,272	2,268	1,741	600

第5期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用し、資金調達については、自己資金で賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクを負っております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、固定金利での契約であるため、金利の変動リスクはありません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク）の管理

営業債権については、経理規程に従い、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、経理規程に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

市場リスク（価格の変動リスク）の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

手許流動性については、経理部で月次において、一定期間の資金収支見込みを作成して管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	272	272	-
(2) 売掛金	1,190	1,190	-
(3) 有価証券	2,099	2,099	-
(4) 投資有価証券	1,999	2,007	7
資産計	5,562	5,570	7
(1) 買掛金	684	684	-
(2) リース債務（1年内返済予定を含む）	10,665	10,818	153
負債計	11,350	11,503	153

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 有価証券

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

時価について、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

負 債

(1) 買掛金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) リース債務（1年内返済予定を含む）

時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	272	-	-	-
売掛金	1,171	18	-	-
有価証券及び投資有価証券 満期保有目的の債券 国債・地方債等	2,099	1,999	-	-
合計	3,544	2,018	-	-

3. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
リース債務	2,660	2,583	2,587	2,068	766	-

(追加情報)

第3期事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第3期（平成23年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	2,199	2,199	0
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	1,099	1,099	0
合計		3,299	3,299	0

第4期（平成24年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	2,199	2,199	0
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	1,099	1,099	0
合計		3,299	3,299	0

第5期（平成25年3月31日）

1. 満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国債・地方債等	4,099	4,107	7
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国債・地方債等	-	-	-
合計		4,099	4,107	7

(退職給付関係)

第3期(自平成22年4月1日至平成23年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務及び内訳

(1) 退職給付債務(百万円)	100
(2) 退職給付引当金(百万円)	100

なお、退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

(1) 勤務費用(百万円)	18
(2) 退職給付費用(百万円)	18

なお、退職給付費用の算定については、簡便法を採用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので基礎率等について記載しておりません。

第4期(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務及び内訳

(1) 退職給付債務(百万円)	107
(2) 退職給付引当金(百万円)	107

なお、退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

(1) 勤務費用(百万円)	17
(2) 退職給付費用(百万円)	17

なお、退職給付費用の算定については、簡便法を採用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので基礎率等について記載しておりません。

第5期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務及び内訳

(1) 退職給付債務(百万円)	119
(2) 退職給付引当金(百万円)	119

なお、退職給付債務の算定については、簡便法を採用しております。

3. 退職給付費用の内訳

(1) 勤務費用(百万円)	16
(2) 退職給付費用(百万円)	16

なお、退職給付費用の算定については、簡便法を採用しております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

当社は、簡便法を採用しておりますので基礎率等について記載しておりません。

（税効果会計関係）

第3期（平成23年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第3期 （平成23年3月31日）
繰延税金資産	
未払事業税	9百万円
賞与引当金	24
減価償却超過額	50
退職給付引当金	16
役員退職慰労引当金	4
その他	1
繰延税金資産小計	105
評価性引当額	68
繰延税金資産合計	37

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第3期 （平成23年3月31日）
法定実効税率	40.63%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.25
住民税均等割	3.03
評価性引当額	1.00
その他	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.89

第4期（平成24年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第4期 (平成24年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	6百万円
賞与引当金	24
減価償却超過額	68
退職給付引当金	17
役員退職慰労引当金	5
その他	1
繰延税金資産小計	123
評価性引当額	26
繰延税金資産合計	97

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第4期 (平成24年3月31日)
法定実効税率	40.63%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.27
住民税均等割	5.99
評価性引当額	26.43
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.46
その他	0.03
税効果会計適用後の法人税等の負担率	25.89

3．法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引き下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.63%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については37.95%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.58%となります。この税率変更により繰延税金資産が6百万円減少し、法人税等調整額が6百万円増加しております。

第5期（平成25年3月31日）

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第5期 (平成25年3月31日)
繰延税金資産	
未払事業税	0百万円
賞与引当金	23
減価償却超過額	23
退職給付引当金	21
役員退職慰労引当金	4
繰越欠損金	4
その他	1
繰延税金資産小計	79
評価性引当額	41
繰延税金資産計	37

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第5期 (平成25年3月31日)
法定実効税率	37.95%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.31
住民税均等割	8.73
評価性引当額	16.52
その他	0.06
税効果会計適用後の法人税等の負担率	63.57

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京税関	3,883	(注)

(注) 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京税関	3,862	(注)

(注) 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
東京税関	4,015	(注)

(注) 当社の事業セグメントは、電子情報処理組織の運営に関する業務のみの単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

該当事項はありません。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

該当事項はありません。

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

該当事項はありません。

（追加情報）

第3期事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

【関連当事者情報】

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100	当社システム 利用契約 の締結	使用料 の受入	4,077	売掛金	325

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

使用料の受入については、システム開発費及びプログラム変更費等を勘案し、両者協議の上決定しております。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100	当社システム 利用契約 の締結	使用料 の受入	4,056	売掛金	384

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

使用料の受入については、システム開発費及びプログラム変更費等を勘案し、両者協議の上決定しております。

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

関連当事者との取引

財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主	財務省	東京都 千代田区	-	財務行政	(被所有) 直接 100	当社システム 利用契約 の締結	使用料 の受入	4,216	売掛金	670

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額及び期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

使用料の受入については、システム開発費及びプログラム変更費等を勘案し、両者協議の上決定しております。

（ 1株当たり情報）

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

	第3期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	495,645.40円
1株当たり当期純利益金額	17,355.02円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第3期 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	173
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	173
期中平均株式数（株）	10,000

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

	第4期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	507,520.99円
1株当たり当期純利益金額	11,875.58円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2．1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第4期 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	118
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	118
期中平均株式数（株）	10,000

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

	第5期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	511,519.89円
1株当たり当期純利益金額	3,998.90円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第5期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	39
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	39
期中平均株式数（株）	10,000

（重要な後発事象）

第3期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）
該当事項はありません。

第4期（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
該当事項はありません。

第5期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）
該当事項はありません。

第2【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 9 月29日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 東
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 路 谷 竹 生
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年 9 月29日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 井 上 東
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 路 谷 竹 生
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。